

第三十九回国会 参議院文教委員会會議録第二号

昭和三十六年十月五日(木曜日)

午前十時五十八分開会

委員の異動

十月三日委員近藤鶴代君辞任につき、その補欠として青柳秀夫君を議長において指名した。

本日委員千葉千代世君辞任につき、その補欠として加瀬完君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

平林 剛君

理事

安部 清美君

北畠 教真君

野本 品吉君

豊瀬 慎一君

委員

井川 伊平君

加瀬 完君

矢嶋 三義君

米田 勲君

柏原 ヤス君

岩間 正男君

国務大臣

荒木萬壽夫君

文部大臣

江守堅太郎君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

江守堅太郎君

総理府総務長官

小平 久雄君

総理府総務副長官

佐藤 朝生君

調達庁長官

林 一夫君

調達庁不
動産部長
沼尻 元一君

大蔵政務次官
堀本 宜実君

文部政務次官
長谷川 峻君

文部大臣官房長
天城 勲君

文部省初等中
等教育局長
内藤三郎君

文部省大学
学術局長
小林 行雄君

建設省計画局長
關盛 吉雄君

自治政務次官
大上 司君

自治省財政局長
奥野 誠亮君

大蔵省主計
局主計官
谷川 寛三君

文部省体育局長
杉江 清君

事務局側
常任委員
工業 英司君

会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○派遣委員の報告

○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出、予備審査)

○教育、文化及び學術に関する調査(当面の文教政策に関する件)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。

去る十月三日、近藤鶴代君が委員を辞任され、その補欠として青柳秀夫君が委員に選任されました。また本日、千葉千代世君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君が委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして現在当委員会に理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠互選を行ないます。互選の方法は成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に安部清美君を指名いたします。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合せの経過につき御報告いたします。

開会前、理事会を開き協議をいたしました結果、まず、定例日の件につきましては、今国会におきましても、従前どおり、本委員会の定例日を毎週火曜、木曜と決定し、なお、審議の上で支障の生ずるような場合には、適宜、理事会等におきまして御協議願うことにいたしました。

次に、本日の委員会につきまして

は、まず、ただいま本委員会に付託となつております日本育英会法の一部を改正する法律案、学校教育法等の一部を改正する法律案、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案、以上三法律案を便宜一括して議題とし、文部大臣より趣旨説明を聴取いたしました後、先般、当委員会が行ないました委員派遣につきまして、各派遣委員より報告を聴取いたし、引き続き当面の文教政策に関する調査を進めて参ることに決定を見ました。以上、理事会決定どおり委員会を運営いたして参りたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、理事会決定どおり運営いたして参ります。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

文部大臣の御出席が多少おくれましたので、まず、先般、委員会が行ないました委員派遣につきまして、派遣委員から報告をお願いすることにいたしたいと思ひます。

まず第一班、北海道班の御報告をお願いします。

○北畠教真君 第一班の調査報告をいたします。

第一班の北海道班は、豊瀬委員と私、それに調査室から滝調査員、法制局の国井参事、文部省の松平事務官が随行いたしました。九月四日から九日

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

その第一は、特別教室の整備であります。北海道における小中学校の特別教室の保有割合は基準の二二%、不足教室は約九千四百教室とのことであります。施設費、設備費の充足にも対処して、施設費、設備費の国庫補助増額を強く要望しております。

第二は、屋内体操場の整備で、積雪寒冷地帯にもかかわらず、これがない

間、北海道の教育状況をつぶさに視察いたしました。これからその結果の要点を簡単に申し上げます。

御承知のとおり、北海道は東北六県と新潟県を合わせたくらいの大広大な土地に人口わずか五百万人が散在し、気候、産業、文化等、どの面から見ても恵まれない僻地の様相を示しております。すなわち、住民の所得や担税能力が低いにかかわらず、教育的支出は他県に比べて非常にかさむという悪条件を持つております。試みに北海道の義務教育を見てみましても、児童生徒数百二十万人、学校数三千六百五十校、教員数三万五千人であり、他府県に比べて学校数、教員数は非常に多く、生徒児童一人当たりの経費はその面で高くなつております。たとえば、生徒児童数九十一万人の大府県に比べて学校数は四倍、教員数は一・四倍であります。したがって、北海道教委を初めとする各教育関係機関から提出された資料や要望は、いずれも十分考慮すべき問題ばかりであります。以下、簡単に要約して御報告申し上げます。

学校は全体の三分の一強に上っております。

第三には、老朽危険校舎の改築で、これも学校数四百三十七校、約九万坪に上っております。

第四には、高校生急増対策であります。現在、道内各市町村からの高校新設希望は四十校に上っておりますが、実際には十校程度しか道教委としては新設できないのではないかと頭を痛めており、臨時措置法制定による国の強力な高校急増対策の樹立を要望しております。また、これに併行して、高等学校教職員定数のすみやかな法制化をも要望しましたが、工業学校方面では実習助手等の定員をもう少しふやしてほしいと言っております。

第五には、科学技術教育の振興に関連して、産業教育振興法に基づく補助金の増額と補助率の引き上げ、また北海道にはありませんが、理科教育センターの設置、国立工業高等専門学校設置、これも五つの市から設置希望が出てくるほどの熱心さであります。こういふことが強く要望されております。

第六には、僻地教育の振興について、僻地集会所と教員住宅並びにテレビ受像機設置の予算増額と、僻地学校の保健等理についての国庫補助金の増額について陳情がありました。

第七には、教員養成問題に関連して理工系教員確保のための待遇改善を含む充足対策、学芸大学に養護学校、特殊学級等の教員養成学科の設置につき要望されました。

第八には、学校給食の普及拡大をはかるため、給食施設、設備費の補助単価の引き上げ、共同調理施設に対する

補助制度の新設、学校給食用物資に対する国庫補助の増額拡大、準要保護児童、生徒に対する給食費補助金の増額と対象人員の拡大などを要望されました。

第九には、学校プールに対する補助金、北海道の学校プール保有率は全国平均の十分の一以下ですが、本年度の国庫補助対象校はゼロだったそうであります。こういうことから学校プールに関する要望も非常に強かったのであります。

それから学校建築工事費補助単価の引き上げ、日本学校安全会支部運営費の国庫補助、教材費国庫負担金の増額や、地方財政措置等によるPTA負担軽減についてそれぞれ陳情がありました。

以上が、要するに現在推し進められております北海道開発の施策に人間開発の要素を十分加味して、一そう教育振興施策が行なわれるよう地元では強く要望しているわけであります。

次に、現場調査による具体的な二、三の問題に触れたいと思います。

まず、千歳の自衛隊基地周辺の学校の騒音防止状況についてであります。が、著しい騒音の影響下にある学校が九校ございます。このうち防音工事が一応施されているのは七校であり、これは昭和三十年以降逐次工事が施されてきたものであります。しかし、もはや今日では、F104という機種には対応できない不完全なものとなっております。したがって、R4A3という鉄筋建築のしっかりした防音工事を施した施設を要望しております。特に千歳高等学校、千歳中学校、千歳小学校等は、木造老朽で、早急な建てかえを

望んでおり、また、千歳高等学校では高校急増対策として学級増をせねばならず、その分についても防衛庁の補助を望んでおりますので、防衛庁当局の善処をお願いしておきます。

次に、定時制教育の問題であります。が、私どもは札幌工業高等学校を視察しました。この学校は全日制と定時制の併設校で、施設、設備をフルに運転しているまことに能率的な学校であります。が、設備は基準よりも相当劣っており、実習助手もきわめて少なく、特に夜間の方の教員は非常に不足しているため、半数以上が非常勤講師をもつて充てていること、また、講師の手当もきわめて少額であるなど、相当無理をしている状況で、高等教員定数法の成立を強く望んでおります。また、いわゆる定時制教育と社内訓練施設の連携についてはむずかしい点もあるが、現在の定時制教育の壁を破るためには、これはやらなければならぬ問題だという気がまえのように見受けられました。

次に、特殊教育に関連して、私たちは札幌盲学校を訪れました。札幌市内を見おろす丘の上に新しく建てられた明るいりっぱな校舎は、心の暗くなりがちな生徒たちに対して、最も適当な贈りものだというのを私たちはここで知らされました。校庭ではボール遊びを楽しみ、柔道場では激しいけいこをしている元気な生徒たちが見受けられました。卒業生の職業開拓については、盲人といえども教育次第で何でもできます。ちよつと能率が落ちたり、ロスを出すことはやむを得ませんが、だから、雇用者側の理解と協力があれば職業分野は開けるはずで、官庁等の

公共機関が率先して盲人を採用すべきですが、この点、現状は非常に不十分です。と、身体障害者雇用促進法の完全実施を校長から強く訴えられました。本校では七人の盲人の先生が働いておられることをつけ加えておきます。

また、寮母の問題については、いつも死と直面しているような弱い感じやいへんなことと、寮母の職は激務といつていい。だから寮母は増員してほしい。また、それまでの間は、お互いの協力で一週一日の休暇はとれるよう工夫しているとのことでした。なお、この寮母については、道教委のほうからも特殊勤務手当を出せるよう制度化してほしいとの要望がありました。

次に、国立大学の問題に移ります。が、私どもは、北海道大学と帯広畜産大学を視察しました。北海道大学の杉野目学長からは、特に国立文教施設費の増額について要望がありました。本学には何百と施設がありましたが、老朽度の高いものが相当多く、ことに、学生たちが最終利用する図書館が半分建てかたままになって、何年も放置されていたり、これがかかった屋内体操場や古い寄宿舎が目につきました。学長は、学生の生活環境の改善ということとを強調しておりましたが、確かに寄宿舎、学生会館、図書館、屋内体操場等を完備して、大学を学生の二十四時間教育の場にするところは、今後の大切な教育目標であると考えます。学生補導等の問題も、こうした環境改善運動が進められてこそ、効果があるものと思われまふ。なお、寄付によつて建設されたクラーク会館は非常にりっぱであります。今後この経常的運営

費、約八百万円だそうであります。が、この運営費の捻出には頭が痛いと言長は述べております。が、このような経費は、当然、大学予算で見ざるべきものと考えます。

また、私たちは部局長会議に出まして、大学首脳部と懇談いたしました。が、工学部がプールの隠れてしまったかに見える人文科学系の重視について、また、大学院を置く大学における講座制の専門学科の教官と学科目制の一般教養の教官との間における研究費、旅費等の差別問題について、あるいは臨時工業教員養成所における一般教養担当の責任をとる専任教員がないことに対する不安、疑問等について、意見や陳情を聞きました。

次に、帯広畜産大学においては、本学がわが国に唯一の特殊な大学であるため、子弟は全国から集まり、寄宿舎収容学生は八割に上っているが、その寄宿舎が老朽であり、冬季は零下二十度以下、吹雪は廊下に積もる有様で、使用にたえないため、至急鉄筋改築をしてほしいと強く要望を受けました。また、ここでは地域の要望にこたえ、主として農業技術教育を施す二年制度の別科を設けておりますが、将来は短期大学にしてほしいという意向でありました。

最後に、阿寒湖の特別天然記念物マリモの保護状況について申し上げたいと思ひます。御承知のとおり、マリモは北海道観光ブームの影響もあって全国的に有名となり、このため、阿寒湖を訪れ、マリモを見る人々は急増しております。しかし、最近では、文化財保護のPRが行き届き、これをみだりに持ち去ったり破壊する者は皆無といつ

てよいとのことであり、また、阿寒町でも管理人を置いてその保護に万全を期しております。

しかし、実はここに問題が二つあります。一つは、電源開発、いま一つは遊覧船であります。阿寒湖の水は北海道電力の発電に利用されておりますが、四月ごろの過水期になりますと、マリモ生地帯の水位は非常に下がり、何万何十というマリモが水のかれた地域に打ち上げられたままになり、ついに枯死するという状態が最近ひどいとききました。このため、過水期における電力会社の水の利用の調整ということをは話し合っているが、うまくいかないで、とりあえず、文化財保護委員会と道教委から補助金を支給してもらい、総額五百三十万円をもってコンクリートの堤を築き、打ち上げ防止をはかることになっているが、これも当初の五百三十万円の予算では不足だとの専門家の意見であり、また、この堤で保護が十分かどうか保証したいと阿寒の町長は申し出ておりました。

もう一つの遊覧船の問題であります。本年は夏までにすでに阿寒への観光客は十万人をこえているようで、その七、八割は遊覧船に乗ってマリモ見学を行なったものであります。遊覧船会社の方でもスクリーンでマリモを引っかけ回すような態は避けて、生息地の前方で船をとめ、それから小舟にお客を移しかえて見せるなど、慎重にやっていると説明しておりますが、私たちは、船を使わないで自動車を利用して現場のなぎさに行つたため、実情はよくわかりません。しかし、船から流れ出る油はどうしても湖面に浮きま

す。この油がいけないと思うと、ある大学教授は言っておりました。いずれにいたしましても、根本的、積極的な調査が必要だと思ひます。世界にもあまり類のないこの特別天然記念物の完全な保護と、その公開利用と、さらには電力などの産業開発面と、これら三つの調整は、早急な研究調査の上で、すみやかに進められるべきであり、文化財保護委員会のみならず出かけていって事に当たるべきではないかと、かように感じた次第であります。

以上、簡潔であります。報告を終ります。

○委員長(平林剛君) 次に、第二班、九州班の御報告をお願いします。

○安部清美君 第二班について御報告申し上げます。

第二班は、米田委員と私、それに随行として調査室から菊地調査員、文部省から北川事務官が同行いたしました。去る八月二十八日から九月四日に至る八日間、長崎県及び熊本県における教育一般問題を初め、大学、文化財保護等の実情につき調査をいたして参りました。

以下、問題となりました点を簡単に御報告いたします。

まず第一に、長崎県及び熊本県の教育委員会との懇談におきまして問題となりましたおもな点について申し上げます。

長崎県は、御承知のとおり、六百余の離島僻地を抱く全国有数の僻地県であります。学校数において四一%が僻地学校であり、教職員数において二五%が僻地学校に勤務いたしております。本県の教育行政の主眼も右のような状況から、勢い、離島僻地教育対

策にしばられているようでございます。僻地教育振興対策につきまして、何といつても一番問題となりますのは、優秀な教育をいかに確保するかというところでございます。本県でもその対策に腐心いたしており、第一に、僻地派遣教員制度を設け、本土の優秀な教員を三カ年離島にある僻地に派遣し、三カ年経過後は、本人の希望地に優先転出を取り計らい、また、反対に、離島出身の僻地勤務教員には二カ年間本土に派遣することといたしております。

第二は、特別奨学生制度であります。すなわち、離島教員を希望する離島地区出身の長崎大学文学部在学部に在籍し、県から二千五百円、出身市町村から二千五百円、計五千円を貸与し、卒業後は出身の離島に勤務させる制度でありまして、昭和三十四年度から実施し、現在六十二人がその対象になつておることでございました。

第三は、女子教員養成課程制度であります。この制度は本年度から実施されたもので、県費負担によつて長崎大学に女子教員の二年課程コースを設け、卒業後は離島へ配置することになっております。

以上が本県の僻地教員確保対策であります。これらの措置を見まして、関係者の努力の跡が私どもにもよく理解されました。しかしながら、これらの措置はあくまで改善の策であります。根本的解決には、僻地教員に対する諸給与について優遇措置を講ずるなど、思い切つた施策をとつてほしいとの関係者の要望がございました。また、離島僻地のような医療者の少ないところには養護教諭が必要であるにもか

かわらず、現行の教職員定数の算定方式による養護教諭のワックでは、小規模学校にはほとんど配置ができない結果となりますので、是正の措置を講じてほしいとの要望がございました。なお、学校給食は、年収二十万円以下という低所得階層の多い離島僻地の子供たちには必要であるにもかかわらず、給食費が払えないため、本県の小学校では給食実施校の比率が五九%となつており、離島僻地への伸びが頭打ちになつておることであります。

以上を総合いたしまして私どもが感じましたことは、現行の文教政策が都市中心に傾いていないか、もつと小規模学校を有する僻地に対して、国のきめのこまかい施策が強力に行なわれるべきではないかということでありました。

次に、熊本県教育委員会との懇談におきまして、まず問題となりましたのは、本県の高等学校生徒の急増対策であります。本県の教育委員会におきましては、昭和三十七年度以降における高等学校生徒の急激な増加問題に真剣に取り上げ、それに対処するため、基本的な対策樹立についての諮問機関として、熊本県公立高等学校生徒急増対策委員会を本年一月二十八日に設置いたしております。この委員会は、熊本大学教育学部長を初め、高等学校、小中学校の校長、教育委員、PTA、県会議員、県教職員組合等、あらゆる方面の関係者によつて構成され、文字どおり全県あげての協力体制ができておりました。委員会の答申は、去る六月二十六日に行なわれておりますが、まとまつた資料でありますので、本報告に添付いたしますから、速記録

に掲載いただくよう委員長にお願いいたします。存じます。なお、県教委からは、熊本県は特に財源が乏しいので、高等学校急増対策について強力な立法措置を講じてほしいという切実な要望がございました。

問題の第二は、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案の成立についてでございます。本案成立によつて、本県では二百人近くの教職員増が可能となり、また、私立学校関係者も、国の助成があれば本法案に賛成するという意向を持つておることで、その点を考慮に加えてすみやかに成立させてほしいということでありました。

第三は、工業高等専門学校の誘致のことです。本県は御承知のように農業県であります。学校の卒業生はほとんど他県の工業地帯等へ出かぜに行く者が多く、これが熊本県の伝統的宿命となつております。県としては、それだけに人材養成に力を入れておる方針であるから、この際ぜひ工業高等専門学校を本県に設置してほしいということでありました。その他、建築費の値上げに伴う学校建築単価の大幅引き上げ、学校給食費一円補助の継続、養護教諭養成数の増加等についての要望がございました。

第二に、盲、聾学校について申し上げます。長崎県立盲学校は、明治三十一年、民間人によつて創立された歴史ある学校でございます。校長から、先国会における盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の改正によつて、学用品購入費が新たに支給されるようになったこと。また、高等部生徒の給食費が支給対象になった

こと及び本年度から生活保護基準が大幅に引き上げられ受給者が増員されたこと、その他、支給単価の引き上げ等の改善措置によって、盲教育に携わる者として非常に勇気づけられたと感謝しております。

しかしながら、問題はまだまだ残っており、その第一点は、学用品購入費は、高等部、専攻科へ進むに従って高額になっておりますので、高等部及び専攻科の生徒も支給対象に加えてほしいということでもあります。

第二点は、盲学校における職業教育対策問題であります。鍼灸接骨以外の新職種の開拓には本校も研究を重ねてきたが、いろいろな面で不成功に終わったということでありました。本年度から、文部省がこの問題に意欲を示し、研究校を指定したので、今後の成果に期待しているとっております。

さらに、この点に関し研究指定校の数をふやすこと、学校に付属した職業指導所の設置、盲人のための雇用促進についての一そう強力な措置等を要望しております。また、鍼灸教育の強化充実をはかるため、鍼灸の学問的研究機関を設置し、その近代化に努力してほしい、そうして盲学校以外の鍼灸師養成施設を抑制してほしいと強い要望がありました。その他の問題で特に強調されましたことは、寮母の増員とその勤務形態の改善措置の要望でありました。

聾学校では、本渡市にある熊本県立天草聾学校を見て参りました。本校は、周囲を美しい田園と公園に囲まれた明るいところであり、子供たちにとってまことに恵まれた環境でありました。この学校には高等部がなく、高

等部へ進学しようと思えば、海を渡って熊本まで行かなければならぬため、本校の高等部への進学者はきわめて少なく、毎年一、二名程度という現状であります。したがって、基礎的な職業訓練ができないまま卒業していく子供たちは、中途半端な技術しか教育されないのでは、ぜひ本校にも高等部を設置してほしいとの希望を述べておりました。その他寮母の勤務時間の問題、職業指導所等の問題につきましても、おおむね盲学校のところで報告いたしましたところと同趣旨でございますので、省略いたします。

第三に、熊本県立高等学校教育について申し上げます。天草農業高等学校は、三つの分校を持ち、生徒数は本校六百三十九名、分校百十八名、計七百五十七名在学しており、教職員数は本校五十六名、分校二十七名、計八十三名おり、水田、果樹園、山林等の実習用地を約七万平方メートルを有し、実習用地から年間約三百万円の収益を上げていくということでありました。この学校の就職率はきわめて良好であつて、遠く工業方面からも募集に来ており、また、地域の農業に対して、品質改良、経営の改善にも大きな功績を上げていくとのことでした。しかし、近年、施設設備のほうは民間のほうがずっとよくなつていくと申しております。

問題となりました点は、第一に、本校の体質改善であります。それは農業の機械化と、家具、農機具等の製造加工という新しい分野になう農業製造科の設置の問題であります。現在、農業製造科の設置につきましても研究を進めており、工作室でその試作品を見て参りました。機械化の問題は

どうしても予算との関係があつてむずかしい問題であると思われました。第二としましては、実習助手の不足の問題であります。現在員六名では足りないの、将来、実習教諭一人につき助手一人という線で措置してほしい旨、要望がありました。

熊本県立天草高等学校におきまして特に問題となりましたのは、この学校のように離島僻地に在る教員は、四、五年もたつと熊本市近辺の学校へ転出するため、教諭の約半数は三十才以下であり、四十才以上は約二〇%という年齢構成となつており、いわゆるベテラン教員の割合がいつも少ないということでありました。これがため応急対策として、早急に教員住宅を建ててほしいと校長からの要望がありました。

次は、やはり何と申ししても、県当局からも話のありました来年度以降の生徒の急増対策問題であります。現状のままで、運動場を初め、教室等すべて相対的に狭くなり、設備の不足をもきたし、教育効果に大きな障害を与え、すみやかに措置を講じてほしいと現場からの切実な要望がありました。

以上、両県における教育委員会及び教育現場からのいろいろな要望を聞きましたが、その多くは県教委において措置されるべき問題であります。県の財力が弱いため、その実現もむずかしいようであり、特に高等学校の生徒の急増対策につきましては、およそ現在の県財政力では解決の見通しはまことに暗いものがありますので、補助金等による国の強い措置が必要だと思われました。

次に、大学について御報告申し上げます。まず、長崎大学について申し上げます。本大学の長い間懸案となつておりました水産学部の移転問題は、本年中に佐世保から長崎市に移転の実現をみる予定となつており、文字通り総合大学として一段と効果の上がることと期待されました。教養課程の充実について学長より、従来、学部の教官を教養部に兼任させていたが、教育の成果が思わしくないとの、教養部に専任の教官を置いたところ、その教育効果はきわめてよく、特に水産学部の学生に顕著であつたとの実情を述べられ、さらに概略次のような要望がありました。第一に、教官研究費をすみやかに戦前の水準に引き上げてほしいこと。第二に、国立大学施設整備五カ年計画を当初の目標通り完全実施すること。第三、人文社会科学部門の振興に要する経費が自然科学部門に比して大きな格差があるので引き上げること。第四、大学教官の給与水準を戦前における各職種の均衡水準まで引き上げること。さらに、本学独自の要望として、工学部の新設及び医学部に原爆研究施設の設置を強調されました。

次に、熊本大学について申し上げます。本大学におきましては、法文学部の法学科の育成に力を注ぎ、将来は、これを法文学部から独立した学部にする意向を持つておりました。また、薬学部の研究範囲が、近年、物理、化学の領域まで広がつてきたので、これに対応し、その敷地を理学部、工学部の近くへ移転する対策を立てている等、意欲的な学長の計画を聴取して参りました。なお、大学制度の問題につきまして、学長より、教育制度の改革というものは長い目で世界の動きを見ながら慎重に考慮すべきであると前置きしながら、まず、今の大学の教養課程の内容を再検討すべきであること。すなわち現在、教養課程は人文、社会、自然科学の三系列に分かれ、さらに系列ごとに数種類の教科に分かれて、学生はこれを選択することになっているが、これは非能率的であり、教育効果も薄いと考へられるので、英米のように総合カリキュラムを組むべきであるという見解でありました。その他、大学の目的の明確化、大学院の強化充実、学年開始時期を九月にするのと等の見解は、さきに行なわれました中央教育審議会の中間報告とはほぼ同趣旨のものであります。

次は、日本における外国留学生の問題であります。現在、熊本大学医学部にも若干の留学生が来ておりますが、大学側で指摘いたしました点は、第一に、必要な修得学科についての留学生の立場を考慮していないこと。たとえば、医学を修得するために来た留学生に国文学等を取らせようとするが、ドイツでは、日本の留学生に対して専門と関係がない場合、ラテン語等の学科の取得を免除している状況であるから、ぜひこの点を考慮に入れてほしいこと。第二に、現在、留学生を指導するための予算が特についていないので、特別なめんどうが見られず、十分な指導もできない状況であるから、留学生を指導する予算をつけてほしいということでありました。

その他、地方大学が地方の文化センターとして各方面に活躍している実状をよく認識されて、国はもっと積極的に地方大学の育成に努力してほしい。特に国立文教施設整備費は予算総額が

少い関係上、地方大学への配分は一少額となるから、この際、大学施設のための公債の発行を考へる等、特別の方法を講じて整備してはしい旨強調されました。また、学内のまとまった要望ではありませんが、葉学部長から、葉学部に大学院を設置してはしい旨の希望がありました。

最後に、文化財について申し上げます。長崎県の崇福寺は、約三百年前、中国僧超然の創建によるものでありまして、大雄宝殿とともに国宝に指定されている崇福寺の第一峰門は、檀首林仁兵衛によって建立され、各部材は中国で工作し、現地に運んで建築されたともいわれ、屋根は入母屋造り、朱塗りの四脚門で石階の上に立ち全体の構造、意匠等、中国風のりつばな趣があり、各部材の形状など特異な点が多く、また、この門全体に描かれていた模様は、特にすばらしいものであったにもかかわらず、大半ははげ落ちて、今は化粧たる木の下端にその面影を残しているのみであります。せんだつて文部省から視察があつて、その模様の優秀性と、その塗装についての復元の緊急性を認めたので、ぜひ予算措置を早急に講じてほしいという要望がございました。その他、長崎県では大浦天主堂、旧グラバー邸、眼鏡橋等を視察し、熊本県では熊本城を見て参りました。

なお、熊本県におきまして二団体から要望、陳情がありましたので簡単に報告いたします。

公立学校共済組合熊本支部長から、国立学校の教職員に対しては、昭和三十四年から国家公務員共済組合法によ

る新退職年金制度が適用実施されてるので、公立学校の教職員に対してはすみやかに新退職年金制度を実施してはしい旨の要望がございました。熊本県教職員組合からは、学級定員、職員の給与及び勤務条件等の改善について陳情がありました。

以上をもちまして簡単ながら第二班の報告を終わります。

○委員長(平林剛君) ただいま安部委員の御報告の中にあつた熊本県教育委員会に対する答申書を会議録に掲載することにつきましては、委員長において御希望どおり取り扱いたいと存じます。

なお、両班の報告に対する質疑は政府においても十分検討した後に行うこととし、後日に譲ります。

○委員長(平林剛君)

次に、日本育英会法の一部を改正する法律案、学校教育法等の一部を改正する法律案及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案、以上三法案を便宜一括して議題とし、文部大臣より趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(荒木高藏夫君) このたび政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年、日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた生徒は、きわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果を収めて参りました。日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期

限内に、その貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が義務教育に従事する教員または高度の学術研究者となつた場合に、その貸与金の返還を免除できる制度を設けてまいりましたのは、それらの分野に積極的人材を誘致し、義務教育の充実と学術の振興をはかろうとする趣旨に基づくものであります。ところが、近年、高等学校進学者の急増に対処し、また、科学技術者の育成を促進するため、高等学校、大学または高等専門学校に優秀な教員を確保することがますます重要になつて参りましたので、これに応ずる措置を講ずるとともに、日本育英会の貸与金の回収を一そう適確に行なうため、現行法の一部に必要な改正を加へることが適當であると考へ、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大学における貸与金の返還を免除される職のうちに、高等学校、大学、高等専門学校その他の施設の教育の職を加へたこととあります。改正の第二点は、大学院における貸与金の返還を免除される職のうちに、中学校、高等学校および高等専門学校、中等学校、高等専門学校その他の施設の教育の職を加へたこととあります。改正の第三点は、日本育英会の業務の方法のうち、とくに貸与金の回収に関するものは、主務大臣の定めるところによるものとしたこととあります。改正の第四点は、当分の間、大学もしくは大学院または高等専門学校で学資の貸与を受けた者が、沖縄の教育または研究の職についた場合も、日本本土の場合と同様に、その貸与金の返還を免除できる規定を設けたこととあります。改正の第五点は、当分の間、

貸与金の返還免除については、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱いとしたこととあります。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

次に、このたび、政府から提出いたしました学校教育法等の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、学校教育法につきまして、高等学校の通信制の課程の整備並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程と技能教育施設との連携のため所要の規定を設けるとともに、特殊教育及び就学義務関係の規定等を整備し、また、私立学校法につきまして、通信制の課程の整備に伴う学校法人にかかる認可等について所要の規定を設けることとしたものであります。

まずは、第一に高等学校の通信制による教育を行なう課程を通信制の課程として整備したこととあります。高等学校の通信制による教育は、その発足当初の諸事情のため、全日制の課程または定時制の課程における教育方法として考へられ、現在まで運営されてきたのであります。最近に至り、年々これを利用する生徒数も増加し、関係者の努力によりその内容も充実し、定時制の課程と並んで勤労青年を対象とする教育の上に相当の役割を果たすに至つたのであります。そこで、このたび、これを全日制の課程、定時制の課程と並ぶ独立の通信制の課程として明確に位置づけるようにするとともに、通信制

の課程のみを置く高等学校の設置をも認めることとしたのであります。

また、通信による教育は、これまで都道府県を単位として行なわれていたものであり、将来もその発達を促進するとともに、最近におけるラジオ、テレビの普及に伴い、通信教育にこれらの新しい教育手段をも考慮し、全国または数都道府県を実施単位とする広域の通信制の課程をも設置し得る道を開くこととしたのであります。なお、広域の通信制の課程の設置、廃止等にかかる都道府県の教育委員会または知事の認可を行なうに際し、全国的見地からの調整、教育水準の維持の必要等の見地から、あらかじめ、文部大臣の承認を受けて行なはせらるることとして、その適切な実施を確保しようとしたのであります。これらの法的整備をはかるとともに、さらに各般の行政施策を講じ、勤労青年の教育の機会を普及拡充に今後格段の努力をいたしたいと存するのであります。

第二は、高等学校の定時制の課程および通信制の課程と技能教育施設との連携をはかることとあります。高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、同時にまた事業内訓練施設その他の技能教育施設において相当組織的な教育を受け、その成果を上げていく場合がありますが、その施設、設備、教員組織、指導内容等が高等学校と同等以上と認められるときは、これらの技能教育施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすこととしたのであります。このことにより学校と産業界との相互の連携を密にし、技能教育についての能率を高め、もつて科学技術教育の振興に

資することとしたのであります。

第三は、特殊教育に関する規定を整備したことあります。すなわち、現在、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部は、単独には設置できないこととなっておりますが、特別の必要がある場合には、これらの部をそれぞれ単独に設置し得る道を開くとともに、盲学校、聾学校、養護学校または特殊学校において教育することが適当な児童・生徒の範囲を明確にし、もって特殊教育の振興に資することとしたのであります。なお、これらのほか、義務教育諸学校にかかる就学義務に関する規定等を整備することとしたのであります。

次に、私立学校法の改正につきまして、主として学校教育法の改正に伴う高等学校の通信教育制度の改正に伴い、規定の整備をはかったものであります。すなわち、広域の通信制の課程の設置、廃止等にかかる認可につきましては、文部大臣の承認を経ることとしたことに伴い、これを設ける学校法人についても、同様の措置を定めるなど所要の規定を設けることとしたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

次に、今回、政府から提出いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高等学校は、義務教育に続く学校として戦後の学制改革により新たに設け

られた制度であります。十数年を経過した今日におきましては、中学校卒業者の半数以上が高等学校に進学しており、わが国の学校教育において大きな役割を果たしているものであります。しかしながら、高等学校の設置、規模、学級編成、教職員定数等につきましては、従来、学校教育法及び文部省令である高等学校設置基準等の規定を根拠としてきたのであります。その後、高等学校教育の実態が大きく変化して参り、現行の規定が必ずしもこれに即応しないこと、高等学校の教育課程の改訂に伴い、これを実施していくために必要な教職員定数を確保しなければならぬこと、最近における地方財政の実情にかんがみ、高等学校の設置について国が一定の基準を示す必要があること、また、今後における中学校卒業生数の急増に伴い、高等学校進学学生数の増加に対処する必要があることなどの理由により、公立高等学校の設置、適正配置及び規模並びに学級編成及び教職員定数の標準について、国の方針を策定することが緊要となつて参つたのであります。

政府におきましては、これらの実情にかんがみまして、この際、これが解決をはかるべく、本法律案を提出したものであります。すなわち、この法律案は、公立高等学校の設置について所要の規定を設けるとともに、その適正な配置及び規模並びに学級編成及び教職員定数の標準を定めることとしたものであります。

また、公立の高等学校の設置に原則として都道府県が行なうものとし、政令で定める一定基準に該当する市町村は高等学校を設置することができるとすることとしたのであります。

第二は、公立の高等学校の配置及び規模の適正化について規定したことあります。すなわち、都道府県はその区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないこととしたのであります。なお、この場合において、私立の高等学校が公立の高等学校と相ともに高等学校教育の普及と機会均等のため果たしている役割の重要性にかんがみ、私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならないこととしたのであります。また、公立の高等学校の学校規模の最低標準を定め、高等学校の教育水準の向上をはかることとしたのであります。

第三は、学級編成が教育効果の上に大きな影響があることにかんがみ、学級規模の適正化をはかるため、その標準となるべき生徒数について規定いたしました。

第四は、公立の高等学校の都道府県または市町村ごとの教職員の定数の確保をはかるため、その標準となるべき数を定めたことあります。すなわち、この法律案におきましては、校長、教諭、助教諭、講師、養護教諭、実習助手、事務職員などの職種別に教職員数を算定し、これらの数を合計して、都道府県または市町村ごとに置く

べき教職員の定数の標準となるべき数を定めたのであります。この場合、標準となるべき数の算定の基礎については、高等学校の課程ごとの生徒の数を基本とし、これに課程の特色や学科の数、学校規模などの諸条件を十分考慮するようにいたしました。なお、これらの教職員の具体的配置については、各教育委員会が、地方の実情に即して適切に措置できるように考慮したのであります。

第五は経過措置であります。その一は、この法律案によつて算定した教職員定数の標準を実施することに伴う急激な財政負担を緩和するための規定でありまして、この法律施行の際、現に定められている教職員の定数がこの法律による教職員定数に達しない都道府県または市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間に、順次、教職員定数を充実にしていかなければならないこととしたのであります。その二は、昭和三十八年度以降昭和四十四年三月三十一日までの間における生徒数の急増に対処するための措置でありまして、この間におきましては、約一割までの生徒増について教職員定数を増加させることなく、生徒を収容できるようにいたしましたのであります。なお、これに伴つて、この期間中は学級編成の標準について、一学級あたりの収容生徒数を一割だけ増加できるといたしました。

がないのであります。一方、地方自治法におきましては、高等学校に関する事務は主として都道府県が処理するものと規定されております。この法律案におきましては、この考え方を進めて、公立の高等学校の設置は原則として都道府県が行なうものとし、政令で定める一定基準に該当する市町村は高等学校を設置することができるとすることとしたのであります。

公立の高等学校の配置及び規模の適正化について規定したことあります。すなわち、都道府県はその区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないこととしたのであります。なお、この場合において、私立の高等学校が公立の高等学校と相ともに高等学校教育の普及と機会均等のため果たしている役割の重要性にかんがみ、私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならないこととしたのであります。また、公立の高等学校の学校規模の最低標準を定め、高等学校の教育水準の向上をはかることとしたのであります。

学級編成が教育効果の上に大きな影響があることにかんがみ、学級規模の適正化をはかるため、その標準となるべき生徒数について規定いたしました。

公立の高等学校の都道府県または市町村ごとの教職員の定数の確保をはかるため、その標準となるべき数を定めたことあります。すなわち、この法律案におきましては、校長、教諭、助教諭、講師、養護教諭、実習助手、事務職員などの職種別に教職員数を算定し、これらの数を合計して、都道府県または市町村ごとに置く

べき教職員の定数の標準となるべき数を定めたのであります。この場合、標準となるべき数の算定の基礎については、高等学校の課程ごとの生徒の数を基本とし、これに課程の特色や学科の数、学校規模などの諸条件を十分考慮するようにいたしました。なお、これらの教職員の具体的配置については、各教育委員会が、地方の実情に即して適切に措置できるように考慮したのであります。

経過措置であります。その一は、この法律案によつて算定した教職員定数の標準を実施することに伴う急激な財政負担を緩和するための規定でありまして、この法律施行の際、現に定められている教職員の定数がこの法律による教職員定数に達しない都道府県または市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間に、順次、教職員定数を充実にしていかなければならないこととしたのであります。その二は、昭和三十八年度以降昭和四十四年三月三十一日までの間における生徒数の急増に対処するための措置でありまして、この間におきましては、約一割までの生徒増について教職員定数を増加させることなく、生徒を収容できるようにいたしましたのであります。なお、これに伴つて、この期間中は学級編成の標準について、一学級あたりの収容生徒数を一割だけ増加できるといたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛君) たいだいま趣旨説明を聴取いたしました。三法案に對

する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、当面の文教政策に関する調査を進めます。質疑の通告がありますので、この際発言を許します。

○米田勲君 九月二十六日には全国的に小学校並びに高等学校の一部抽出法による学力テスト、十月二十六日には全国の中学校二、三年の生徒を対象として一斉に学力テストがそれぞれ実施され、または実施される予定と聞いておるが、今日、文部省によつて行なわれるこれらの学力調査の実施をめぐって激しい論議が戦わされておりますが、国家権力による学力調査は日本の教育に甚大なる影響を与えるというこ

とは、文部省と私はその認識を異にしております。また、本問題をめぐる事態は文部当局が考えているような平穩無事なものでは決してなく、また、その論議されておるものの中には幾多の疑義もあるわけでありまして、この際、私は詳細に文部大臣の見解をた

だしたいと考え、逐次質問をする次第であります。

一般的に言つと、学力調査というものは児童、生徒の学力の実態を知つて、それを教育実践や教育行政に生かすものであります。今日、全国的な視野に立つ学力調査が純粋な意味において日本の民主教育の前進の改善、充

実のための資料として、ぜひ必要なことだと称して、国家権力による学力調査を多くの識者の批判を排除して強行されているわけでありまして、しかし今日、これらの学力調査をめぐつて、文部大臣は承知しているかどうか、わ

からないが、教育実践者である教師、教

育実践者である教師、教

育委員会、父母たちの中で騒然たる事態を引き起こしているのではありません。

これがこの文部省の学力調査をめぐる現実の姿であります。特に全国の教師の集団である日教組、日高教、そして県教組、県高教組、日本の小中高校のほとんど学校の先生の大部分は文部省の学力調査を批判し、これに反対をし、非協力的の方針で活動をし、小中高校の校長会や、また多くの父母も相当数にわたってこの方針に同調をしておられます。このような事態に耳をおおつて、ただがむしやにこの学力調査を強行すればよいとする、そういう態度の前に、私はもつと文部大臣は冷静、慎重に、かつ謙虚に識者の批判に耳を傾ける必要があるという立場を私は痛切に感じていたものであります。こういう立場で、まず私は文部大臣にお尋ねをいたします。このような多くの反対の声の中で学力調査を強行しなければならなくなつたということは、学力調査そのものの善悪の論を抜きにしても、こういう事態の中で強行されるということは文部大臣の責任ではないのか。多くの関係者に、謙虚にして、かつ十分な説得を行なつて、その協力を得るような努力を今まで一体してきたのか。もし、してきたとすれば、どのような努力をしたか、具体的にその手続をまずお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 十月の一斉学力調査は、御承知のように、たしか昭和三十一年度からサンプリング調査をいたして参っておりますが、その調査の結果は非常に有意義な資料となつて活用されているのでありますが、このサンプリング調査にもだんだんと自分の費用で参加する学校が多くなり

まして、私の記憶によれば、全関係学校の五〇%ないし六〇%が希望しておられる実情を承知いたしております。

そこで、サンプリング調査それ自身も、むしろ効果はございますが、一面、義務教育というものが、私の理解によれば、児童生徒の生まれながらの能力が同じならば、北は北海道から沖縄に至りますまで、義務教育課程を通じての教育の成果が知的に、学力的にどこでも同じだといふふうになることが望ましいことと、まあ心得るわけでありまして。そういうことに持つていきますために必要な措置を講ずることが、文部省としての責任であると存ずるのでございまして、そういう考え方に立ちまして、サンプリング調査にさらに竿頭一歩を進めて、全国的な調査をすることによってそれぞれの校差等も出て参るのが必然の結論かと思ひますが、その結果に基づいて一々の校差の原因を探索し、その原因の確認に立つてこれを前向きな改善の資料にしていく、そういう責任を果たす必要もございまして、すでに予算も御審議願つて御決定いただいて、実施の段階に入つたというわけでございます。これに対する反対の意見があることも承知いたしますが、その反対の意見は多くは見当違いなものが多くと心得ております。また、積極的な改善意見に類することもむしろあると思ひますが、それらは一回やつて見て、やつた結果について、さらに第二回目の来年の一斉調査の改善のための資料にするという態度で受け入れるべきものと心得て、予定どおり実施する考えでおるわけでありまして。もちろん、この実施につきましては、教育委員会の意見、あ

るいは教職員の立場においての教員の意見、それは学校長会等を通じて意見を取上げて、その意見を参考にしながら準備をととのえ、実施しようとしたして参るような次第であります。

○米田勲君 文部大臣は、今答弁した中に、文部省のやううとしておる学力調査に反対しているのは見当違いの考え方であると言つておる。私は、本委員会からこの問題について、あらゆる角度からあなたにお尋ねをするつもりであるが、見当違いの考えはあなた自身なのだ。結論はそういうふうに出てくるはずである。それから、こういう学力調査をやる場合に、どううたる非難の中で、非協力的の態度の中で強行されなければならないという事態は、これは一体、文部大臣はどう考へるのか。自分の考えを押し通すためには、あらゆる人たちの意見を押し切つても、自分の考えを進めていくんだという、そういうがむしやんな態度が直らない限り、他人の批判はあなたに耳に入つていかないというふうに考へるわけでありまして。

そこで、文部大臣にさらにお伺いします。各学校における教育実践者——教師であります。その教育実践者の理解と協力もない態勢のままで強行される学力調査というものが、一体成功するとか考へているのかどうか。成功するという意味は、権力的な行使が成功するということではなくて、教育的な成果が期待できると考へているのかどうか、まずこの角度から大臣の見解をお聞かせ下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げますが、現場の先生方が協力して下さらなければできないのは、これ

は物理的に必然であります。しかし、協力しないことに間違いがある。協力してもらうのが当然であると私は心得ます。それは、いろいろな反対の理由を述べた協力しないと言つておられるやうですけれども、その反対の理由は、さつき申し上げましたように、私は見当違いだと思ひます。もし意見があるとなれば、今も申し上げましたやうに、一ぺんやつてみて、そうしてそのやつたことについて、どうもしたらあつた成果が上るであらうという建設的な意見を私は望ましいと思ふものであります。やつていただきたい。協力し得られなければ成果が上らないことは仰せのとおりであります。協力していただきたいと、私は全国の児童生徒とその父兄にかわつてお願いしたいと思つておるわけでありまして。

○米田勲君 教育実践者の理解と協力がなければ、こんなものは権力的に押し通してみても成果が上がるものでないというところは、私たちと同じ意見のやうです。それで、最初にお聞きした、あなたはそういう人たちの広い理解と協力を得るために、どれほどの努力をしたのか。聞くところによると、あなたの、この問題等をめぐつて、日本の各地で演説会をやつたり、座談会を開いたりして、あしざまにののしつてゐる事実がある。そういうあしざまに教師をののしるやうな文部大臣のやうなことに對して、一体協力するやうな気が出てくるかどうか。みづから非協力の態度を作るやうに、文部大臣は全国を歩いて教職員組合を罵倒したり、学力調査に反対する意見を持つてゐる教師たちにあしざまな言葉をもつ

て報じている。こういう態度では、かりに協力できる態勢があるとしても、片っ端からそれはぶちこわされていくと私は思ふ。このことを文部大臣は強行する際に、多くの人の理解と協力を得ようとするというより、みづからこれを強行しようということが先行しておる。権力的にこのことをやろうとしておる。ここに私は間違いの根本があると思ふ。また、文部大臣に考へてもらわなくちゃならぬのは、一度やつてみたらいいではないかというものの考え方でありまして。百メートルの競走をする際に、ああだこうだと、走法だとか、あるいはスタートのことについて論議しておるより、まず走つてみたらどうかという、そういうこと、教育の将来なり、現実の問題に重大な影響を与えるであらうという角度から、みんながそれを心配をしておるのに、一度やつてみたらいいではないかという軽率な論は、およそ文部大臣、日本の教育の問題については誠心誠意考へてゐる者の言葉としては受け取れない。そういう、ためしにやつてみればいいというやうな軽率なことでは納得ができません。この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答えします前に、私は方々で演説会もいたしました。そのときに、日教組という団体の性格なり目的なりというものを批判したことはあります。一般に教職員そのものを罵倒したことはまだかつてありません。それとこれは全然別個の問題です。教職員という立場においては、一人々々の先生方が協力して下さらなければできないことは、さつきも申しましたが、その教職員の立場の先生方の御意向は、むしろ一人々々

には聞けませんので、学校長の会合等を通じて、現場教職員の意見等は文部省としては聴取いたしまして、それを参考として一斉学力調査実施の準備参考事項としてつたわけでありませう。反対の意見を無視して強行するなごいませう。今も申し上げますように、反対するということ、そのことがどうも見当違いだと思っておるだけであらう。このことをやるにつきましては、すでにこの委員会でも、国会でも御審議下さいました三十六年度予算の実施のための、わずかではございませうが、予算を提議いたしました御審議も願っております。そういうことで、ことさらな意欲をもってやっているとではございませう、今までのサンプリング・テストがほとんど半分、半数以上も実施してきた体験に願ひまして、すでに現場の先生方も、多くはそれに加るに、今申し上げたような意見の聴取等もいたしましたことに基づいて、きわめてすなおに全国一斉調査をやるのが義務教育の実態をよりよくするよすがになるであらう、かように純粋に信じて行なわんとしておるものでございまして、他意はございませう。

○米田勲君 納得のできない答弁であるけれども、もう少し先に進んでからいろいろお尋ねします。

結論的に私は文部大臣にお聞きしますが、十月二十六日の全国一斉の学力調査をやめる考えはないか、中止する考えはないか、そうしてもっと努力を払って、多くの教育実践者なり、あるいは国民の協力のできる態勢を作

てからにする、そういう考えはないか、結論的な質問だけを先に出しませう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今も申し上げましたような趣旨であり、準備態勢をとのえてやっておることであり、その効果は必ず客観的に出てくるものと確信いたしますから、予定どおりにやらしてもらいたいと思っております。

○米田勲君 あなたは結果が成果を上げるといふ考え方のようですが、そうすると、今のあなたの心境としては、どんなに非協力的な態度の中であらうが、あるいは教育の現場にどのような混乱の状態が起こるかと、とにかくこれを強行するのだという一点張りの考えに尽きておると見てよろしいか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は協力しないと言われる人々の気持がわからないのであります。協力して下さったかどうか、いいことだから。そうしてその結果をほんとうに教育のために相ともに協力し合つて将来の改善に役立てるように協力して下さいたらどうだろうか、私もはそう思います。そうして今申し上げたように、一ぺんやってみてということについて一斉調査はいたしますから、とにかく協力してやっていたら、必ずや準備万端足りなくやるつもりではありますけれども、現にやってみれば、いろいろと結果的に、こうもしたら、ああもしたらよくなるだろうということが出てくるだろうということとは想像いたしません。そういうことを実際に即して教えていたいて、今後、来年以降毎年やるつもりでありますから、将来に向

かつての改善のために御協力を願う意味を含めて一つ御協力していただけないものかと、こう思っておりますわけでありませう。

○米田勲君 文部大臣は残念ながら教育のことについて深い理解と知識がないのではないかと私は思う。なぜかという失礼なことを私が言うかという、あなたは今強行しようとしておる学力調査というものはいいものだという結論に達しておる。これは私はその辺にすわっておる文部官僚の連中が、あなたに、これをやったほうがいいだろうということを言っておるにすぎない。あなたは文部官僚からそれを聞かされて、これは確かにいいものだと思ひ込んでしまつておる。そこに私はもう一度考え直してみることがあるということを、るるこれから問題を提起しながら、あなたに、文部官僚の考えを離れて、学力調査というものの正体はどうなのか、そうして、このことが日本の教育にどういう影響を与えていくのかというのを冷静にもう一度考え直してもらいたいという角度からいろいろお尋ねをするわけですが、先ほどあなたは、あなたのやろうとする学力調査に反対するものは見当違いだ、見当違いの考え方だと、こう結論づけています。それではそういう結論が出るためにはどういふ具体的な反対意見があるのかというのを御承知だろうかと思ふ。反対意見の内容も承知しておらないで見当違いの批判をしておるのだというにはならないと私は思う。

もしそういうことであるなら、文部大臣のその言葉はまことに不見識だ。だから、いろいろな人たちが、学者の中にも、これは近いうちに日本学術会議

あたりでも、この学力調査に反対する批判が出るはずでありますと聞いております。私は、そういう反対意見がさまざまにあるわけですが、一つどういふふうな反対意見を把握しておるか、どういふ主張に立つてその意見を出しているのか、そういうことをあなたはすでに承知であつて見当違いと、こういう言葉が出ておると思ひますが、それを具体的にひとつ説明して下さい、どういふ反対意見があるのか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一々反対意見を記憶いたしておりますが、私の意識に、なるほどごもっともな反対意見だあと記憶にとどめたほどの意見は、私の乏しい範囲のものでは、ございませうが、ございませう。

○米田勲君 あなたは、そうすると根拠のない話なんです、見当違いな反対意見だと、そういうふうな結論づけるためには、反対意見が、こういう角度からこういう反対意見がある、これはこういうことで見当違いではないか、こういうふうな私たちに聞かしてくれば、なるほど文部大臣が見当違いだと言つたことは正しいなというところがわかるわけです。あなたはほんとうのことをいうと、反対意見などに耳を傾けたためしはないのじゃないか。反対意見をまじめに冷静に聞いてみようとされたことは一度もないのではないかと疑いを持つ。そうでなければ、おまな反対意見はこういう根拠に立つて主張されておるということからいへば、そう長々と話さなくてもあげられるはずだ。それをあげられないということは、あなたは耳にしておらないというふうな私は考える。耳にしておらない。反対意見を知らないのではし

う、あなたは。どうですか、もう一ぺん……。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 全部記憶しておりますというのを申し上げました。一番まとまつた項目をあげての反対意見は私は日教組の反対意見だろと思ひます。これに對しましては、文書にして私どもの見解は伝えてございませう。それを総合しまして、大体見当違いだと私は申し上げておるのであります。

○米田勲君 私はこの委員会でああなたに聞いておる、あなたは文部大臣として何を日教組に回答したか知りませう。私はそれはあなたから今聞こうとしておる、それは一つの反対意見の事実ですね、何を回答されたか、何を質問しておるか、私はわからない。文部大臣は、当然この委員会でも、見当違いの主張をしていっていることを私たちに聞かせる義務がある。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) たとえば、今回、すなわち十月二十六日に行なう一斉学力調査は、教育の国家統制を意図する政策テストではないかというふうな角度からの反対意見もありませう。ところで、私もはそういう意図は全然ございませう。さっき申し上げたところの純粋な教育的效果を前向きに發揮することを意図している。こういう意味において国家統制云々の立場からの反対は見当違いだ、こう考えます。さらにまた、一斉学力調査の目的として、人材開発、高校入試や就職採用試験への利用、教育条件の整備などを強調しているのだが、教育課程の諸施策の樹立、教師の反省の資料とすることを力説しているようだけれども、これはその趣旨と経緯からして疑

いがあるという角度からの反対がござ
います。私も、私どもはあくまでも教育条
件を整備して、教育の実績、効果を前
向きに上げていきたいという、そのた
めの学力調査だと心得ておりまして、
何もこれによって人材開発だ、高校入
試や就職採用の根拠にしたいとは毛頭
思っておりません。だから、この点に
ついての反対の根拠も見当違いだと心
得ているわけでありまして。(政府の方
針だよ、人材開発は)と呼ぶ者あり)

人材の開発はむしろ期待するところ
でございまして、何も学力調査によ
って人材開発などというものを期待
したって、それはできるものではない
と心得ております。(それならやらな
きゃいいじゃないか)と呼ぶ者あり、
その他発言する者多し)

○委員長(平林剛君) 不規則発言は御
遠慮願います。

○国務大臣(荒木高壽夫君) さらに、
今度やりますテストは五科目だけに
限っておるのだが、そのほかの科目は
要らないのか、そういうへんばなこと
では履修科目そのものに甲乙がつくら
れる結果となって、教育上好ましくな
いことになりはしないかという見地か
らの反対もありまして、これはある程
度当たっておると思ひます。これはし
ても、現実、全国一斉調査をやるにし
ても、ペーパーテストでしか今の段階
ではやり方が発見されませんので、そ
れでもなおかつやる必要があり、効果
があるであろうと私どもは期待いたし
ますが、したがって、この際としまし
ては、当面、五科目だけに限って、実
技を必要とするようなものはペーパー
テストに適さないから、残念ながら将
来の検討にゆだねることにして、五科

目に限った調査をいたそう、こう考
えているのでございまして、これまた
むげに五科目だけだからけしからぬ、
絶対反対だと言われる根拠には乏しい
と私どもは理解しております。その他
一々申し上げればございしますが、時間
もかかりますから、この二、三点を例
示するだけで一応お答えにさしていた
だきます。

○米田勲君 学力調査に反対をするの
は見当違いな考え方だというふうにし
て、自分と反対する者はすべてこれは
見当違いで間違ひなんだという、そう
いうがむしやらない思想では困ります
よ。もう少し反対意見を謙虚に研究し
てみる気はないですか。この委員会
であなたが今答弁したそのくらしいこと
で、一体われわれは、文部大臣が言う
反対意見というものは見当違いなんだ
といううなきめつけ方をされても納得
できないですよ。もう少し反対意見を
研究してみようと思ひませんか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 一応私
どもの耳に目に触れました反対意見は検
討いたしました。一々記憶いたしませ
んので、今すぐ全部を申し上げ得ない
から、例示的に申し上げたにとどまりま
すが、検討したいと思ひました上で、や
り予定のごとく実施したほうがベター
だ、かように考えておると、先ほどお
答えしたとおりでございします。

○米田勲君 その辺で、あなたの性格は
合意をしておつても、あなたの性格は

ちやんとこちらは心得ております。頭
強だということとはよく承知しておりま
す。

それでは角度を変えてお尋ねをいた
します。今度行なわれるこの十月二十
六日の学力調査というのは、一体実施
する行政上の責任はどのにあるか、そ
の場合、あわせて教育委員会の自主的
な判断は認められぬのかどうか、こ
の点についてお尋ねします。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 一斉調査
をいたします行政上の責任と権限は文
部大臣にあると心得ます。ただ、それ
を実施するにつきましては、末端の行
政機構であります教育委員会が責任を
もって実施するという立場に立つもの
と心得ております。したがって、
全国の一斉調査の趣旨は先ほど申し
上げたとおりでありますので、その趣
旨に基づいての文部省からの通達、そ
の基本線はくずしては困ると思ひま
す。ただし、その地域の実情に
応じて、実施上さらに効果がある
という面がありまして、そのこ
とが追加される等のごときはあり得る
と思ひます。基本線は読んで字のご
とく、全国一斉の調査をする。ことに
基本的な意義がございしますから、そ
れがくずれては困る、そういうものと
心得ております。

○米田勲君 そうすると、学力調査を
実施する、そのことについては教育委
員会の自主的な判断は認めないとい
うわけですね。それではお尋ねをいた
しますが、学力調査をやるとした場合に
は、これは各学校においては教育計画
というものが校長を中心にして立てら
れております、具体的に。その計画に
対して変更を要求することになります

ね、変更を要求する。学校経営の問題
について文部大臣が変更を命ずるとい
うことになるわけである。一体こうい
う学力調査を実施することのできる文
部大臣はいかなる法的な根拠を持って
おられるのか、学校経営の計画を変更さ
せることの権限を一体文部大臣はどの法
律に基づいて持つておられるのか、それ
を明確にしたい。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 文部大臣
の立場は、義務教育に關しまして指導
要領を定める責任を負わされておるま
す。その指導要領に基づき教育課程が
定められ、さらにまたそれに実質的根
拠を置いて、使います教科書の検定を
することと文部大臣に課せられた権限
であり責任と心得ます。同時に、義務
教育が全国的によりよく実施されま
すための必要な行政指導をなす権限と責
任も与えられておると思ひます。した
がつて、全国一斉学力調査のようなも
のは、全国大の視野に立つてその必要
性を認め、かつ末端の行政機関に要望
する關係において、このことの実施の
必要が出てきたわけでありまして。元
來、教育委員会みずからがその権限内
の、教育課程等を定める権限を持った
立場にあると思ひますが、その定め得
る権限内の作用として、一斉学力調査
に協力をするという責任も持つていら
るわけでありまして、その必要性にか
んがみて、一たん定められた学校で、
この教育課程を変更して実施するとい
う権限も教育委員会は持つておる、そ
ういう關係に立つて私は全国的に要望
しているわけにございします。根拠条文
等、これまで今そらんじておりませ
んので、必要でございしますれば、政府
員から御説明させていただきます。

○米田勲君 私は文部大臣に聞きたい
ので、政府委員に聞きたいのではない
い。あなたは、先ほどの説明による
と、あなたの計画した学力調査による
まま実施してもらわなければ困る
と言っている。そうすると、これは、
教育委員会の自主的な判断というもの
はその限りにおいては全く認められな
いということが前提なんだ、ですか
ら、そういう前提に立つて私は先ほど
の質問をしたのです。一体、文部大臣
は、いかなる法的な根拠があつて学
校経営の計画を変更させることができ
るのか、私はそういう権限は文部大臣
にないと思ふ。そういう学校経営の計
画にまで文部大臣が入り込んでやら
せるような、変更させて何かを実施さ
せるような、そういう権限は日本の法律
にはないわけだ、それまでであるとい
うのですか。これはこの面から、他の
委員からもっと詳しく話があると思ひ
ますが、私はないと思ふ、あなたの権限
は、教育委員会の自主的な判断を認め
るならば別ですよ、認めないのだけ
ら、あなたの立場は、もう一度聞きま
すが、この学力調査については、教育
委員会の自主的な判断は認めないとい
う立場でいらっしゃるかどうですか、
それは。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 一斉学力
調査の実施要綱の基本線は、教育委員
会から変更要求等がありましても必ず
べき限りではないと、こう申したので
あります。具体的に、たとへば、ある
地方においての一斉調査をやろうと
した、ところがその学校で何かの事故
があつた——病気が続出した、その他
の事故があつて事実上できないとい
ふうなときに、このことが要望されて

体性が前進するように取り計らうべきだと解する。こう文部省は説明しているでしょう、違うんですか。

○政府委員(内藤善三郎君) それは私は違うと思います。少なくとも教育委員会というものは、教育課程及び学習指導についての責任者でございます。ですから、その責任者が学校の主体性

を尊重して、どこまで権限を分配するかという権限の分配の問題があると思ひます。その権限の分配に基づいて三十三条は基本的事項について委員規程で定めておるわけですから、そこで、まずからその権限というものはあくまでも教育委員会にあって、責任は最終的には教育委員会が負わなければならぬと思ひます。ですからその権限の行使の仕方について、学校にまかす分と、みづから権限を保留する分が当然あるわけでございます。そこに教育委員会と学校との調和の問題が出てくるかと思ひます。

○加瀬亮君 あなたの方は、このいわゆる地方教育行政法ができましたときに、各地に行つて、いろいろと文部省の地方課長なり、その他いろいろの關係の者が講演をされたり、あるいは著書を公けにされた。その中で、著書の中でも説明の中でもこういうことを言つておる。地方教育行政法の三十三条の規定は、教育の主体性が学校並びに校長にあるという実状にかんがみて、特に管理機關の側からする学校管理権の内容とその行使の態様を客観的に規制し、包括的な管理権に自己規制を加へることによつて教育委員会と学校側との両者の権限と責任を明確にし、秩序ある体制のもとに学校の主体的教育活動を促進しようとするところにその立法理由があると解される。これも書いてあるし、この説明されておる。これは今は御見解が違つたのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 今お読みになった範圍においては、私は差しつかえないと思つております。

○加瀬亮君 そうすると、先ほど一番先に例に出しましたように、教育委員

会の学校管理運営の規則というものは相当こまかい点がそれにゆだねられておるのです。たとえば東京都のこの規則によりますれば、学校が教科課程を編成するにあつては学習指導要領及び委員会が別に定める基準によるといふことが書かれておる。次に、教科課程の届出制というものを設けておる。教科課程は学校が教育委員会に届け出ることによつて決定すると書いてある。別に認可するともなければ、許可を要するとも書いてない。釜石市の同じような規則を見ますと、教育指導計画の編成及びその授業時数その他のいわゆる計画全般については校長が定めると書いてある。これは指導要領を見てもそう書いてある。学習指導要領には、各学校においては云々とありまして、各学校においては教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、小学校学習指導要領、教育委員会規則等に示すところに従ひ、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して適切な教育課程を編成するものとする、こうあります。で、この規定に従つて各地方団体はそれぞれの規則を作つて、規則にまかせて、釜石のように校長が定める、あるいは東京都のように学校が定めて、これを報告すればいいというところになっておる。これを文部省が教育委員会に指令して、教育委員会が、お前のほうの届け出たものだけれども、この際に変更しなければならぬと言ふ権限がどこにあるか。

○政府委員(内藤三郎君) これは、一方において五十四条二項から文部大臣が報告を求め、教育委員会は報告を提出する義務があるわけでありまして、

そういう前提に立つて、それと教育課程との調和の問題が起きてくると思ひます。教育課程につきましても、教育委員会規則によつて校長に権限が分配されておるわけですから、その権限も、これは権限の行使の仕方をどうするかは委員会規則で定めなければいけません。たとえば今お述べになつたように、届出の場合もありませんし、あるいは極端な場合は認可という場合もあり得るでしょうし、修正……(あるよ)と呼ぶ者あり)いや、それは委員会規則に定めることですから、(いや現実にある)と呼ぶ者あり)今お話しは、届出の場合もあるでしょうし、あるいは認可という場合もあるでしょう。ですから、その教育課程の責任はあくまでも教育委員会にあるわけですから、その権限をどう分配するかという問題は委員会規則の定めるところなんです。そこで、委員会規則によつてその権限が一応校長にまかされておるといふにしても、それは権限のもとには教育委員会にあるわけですから、教育委員会としては一般の指示も当然出せるし、また必要があれば具体的な命令も発し得ると、こう考へるのが妥当だと思ひます。

○加瀬亮君 それはおかしいですよ。大臣に主として答えていただきたいのでありますが、届け出ればよいといふ場合は、通例の解釈では、変更しなければならぬところの義務があるといふのは、これは解釈できないと思ひます。今まで届出でよかつた。あるいは校長が定めてよかつた。しかもあなた、これがよろしいと言つたら、いろいろおかしいことになると思ふ。教育の主体性というものが学校にあると考へて——教

育委員会の包括的な管理権はありますけれども、その管理権に一定の限界を与へたのが三十三条だと、これはお認めになる。で、三十三条で教育委員会の管理権に限界を与へたのは、限界を与へる部分によつて教育の主体性である学校の教育自身が進展するような点をねらつたのが立法の趣旨だと、こういふこともお認めになつておる。そうでしょう。教科課程を編成したり、指導計画を立てたりするのは、これは教育内容でしよう。これはお認めになります。教育内容でしよう。教育内容については、免許法の示すところによつて、教員免許のない者が教育課程を作つたり、教育指導をしたりすることはできない建前になつてゐる。ですから包括的管理権もありまふけれども、教育委員会が全部の教育免許証を持つておつたり、資格があつたりするような現状ではない。それが矢つぎばやに、運動会は三回やれ、遠足は五回やれ、極端にいへば、何を出しても変更しなければならぬというところになつたら、教育の主体性は保たれまふんよ。教育基本法でも学校教育法でも教育を進展するといふことが目的なんです。ですから、そこで行政権の及ぶす限

界、それからそうではない教育の進展のために、教師自身の教育の主体的な動きが活発になるような境界線といふものを三十三条で定めてあると、こう言う。包括的な権限があるからといって、教育委員会が教育内容に至るまで何を指示しても聞かなければならぬといふ義務が現場の校長並びに教員の側にあります。あるとすれば、その法的根拠はどこですか、これは文部大臣に。文部大臣はさつきから、きめた

ことはやらなければならぬ、当然やるべきだといふ御前提に立つておられるけれども、われわれが今まで聞き知つておるところの教育関係の法律の上では、そういう権限は文部省にはない。

もう一つ大臣に聞きたいのは、地方のそれぞれの条例で定まつておるものを文部大臣の権限で変更させるということができませんか。憲法の九十四条、地方自治法の十四条、同二百四十五条の三は、そういうことを国がしてはならないといふことをきめておるのじゃないですか。条例を忠実に守つておる現場の校長並びに教員に対して、条例を破りなさいと言ふ権限がどうして出せるのですか。この二点をばつきりお答えいただけます。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 地方自治の当然の結論として、その地域内に施行する一種の法規たる条例の制定権限があります。その条例といへば、法令に違反し、もしくははなはだしく不当である場合、条例の変更を要求するといふことはあり得ると思ひます。ただし、今のお話のような意味において今度の一斉調査に關連した問題としては考へられない、はなはだしく不当であるとはむろん言へないかしれません。したがつて条例に現に規定されておる増減、その条例の改正をしなければならぬといふことありせば、条例の改正がその自治体の意思によつてなされた以後でないならば、これはやれないことは付随的に必然だと思ひます。今度のこの問題につきましても、今の御質問のことが私は具体的に

せんけれども、指導要領を決定する権限と責任があり、それに基づいて義務教育課程が定められ、行なわれておる。その成果を全国的にどういふ事情であるかを知らねばならない。そのこと、そのことが考えられた、そのことに協力すること、そのことは現場の自治体におきましても、教育の本来の目的に逆行するものでは本質的に私はなと思います。そういう意味におきまして、文部省から一斉調査の実施方を要望された場合、すなわち報告を徴せられた場合、その報告をまともに出せるようなことをする責任は教育委員会に私はあると思います。その場合に、もし教育委員会規則等でそのことが物理的にないがごときものがありせば、私は教育委員会規則そのものを改正する責任も新たに委員会には生ずるものである、そういう筋合いかと思ひます。

○加瀬亮君 あなたのたびたび例に引く指導要領には、あなたがおっしゃるような一斉テストなどのような問題を含めたところの教育活動は、これは校長が定めて委員会に報告すればいいというふうになっておる。そして、三十三条には、末尾に「必要な教育委員会規則を定めるものとする。」と書いてある。もう少し説明すれば、「教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について」は、これは教育委員会が管理運営規則を作つてそれにゆだねておる、こういうふうになつておる。ですから、そういう文部省の指導なり法律の精神なりによつて各地域はそれぞれ管理規則を作つたわけです。で、さきに

例に出した、たとえば釜石市の場合ならば、釜石市の場合とすれば、第五条で「学校の授業、学習の時刻及び毎週の授業時間は校長が定め、校長は毎学年実施すべき教育指導計画を五月末までに教育委員会に届け出る。」、こうなつておる。届け出ておる。校長の権限でされておる。それを文部省が直せという一体権限があるか。そうすると、五十四条の何項とか、二十三条の何項とかいう……、ところが二十三条の五について、文部省はこういう見解を今までとつてこられた。これらの事項については、国の法令の定めがあり、教育委員会は、それらの定めが守られるように留意すべき立場にあるのであるが、一方、本号に掲げた事項は、これは学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することです。学校の組織編成といつても、教育委員会がみずからその一切を定め得るものでもなく、教育委員会が学習指導を行なうものでもないから、本号列記のこれらの事項については現実にとどの程度まで教育委員会が規制し、関与するかについては、みずから別個の問題である。本法三十三条の規定が設けられたのは、この間の関係を明らかにしているのである。こういって三十三条は、教育の主体に関することは、これは学校自体にまかすべきである。しかし、包括的管理権があるけれども、その管理権はのべつやたらに発動してはいけないから、管理規則の中に明文として定むべきだといふので、管理規則を設けなければならぬといふことが書いてある。だから、その管理規則に従つて学校を運営しておる限りにおいては学校の責任は

一切ない、そうでしょう、そうではありませんか。しかもあなたはさつき、間違つていけば、法律にはなつていない、しかし、はなつていふとか、運営上よろしくないといふ場合は地方自治法にもちゃんと規定があるでしよう。指導、助言、勧告という過程を経なければこの変更も要求することはできないのです。指導もしなければ助言もしない、勧告もしないでいきなりこいうふうにするべき義務がある、こいうものも考え方はこの条項から出てきませんよ。米田君はさういふ考え方がおかしいとさつきから言つてゐる。見当はずれだ、見当はずれだと言つてゐるが、あなたの考え方が私どもの考えから言つて、どうも法文を正當に解釈してゐるとは考えられない、見当違いのようにも考えられる。私が今例にあげたのは、私の解釈ではない、こいうふうな教育委員会を運営すべきだ、学校の教育課程なり、指導計画なりといふものはこいうふうな立てるべきだと、文部省の指導のやうに、それぞれの地方で定めた条例を例に出して申し上げてゐる。文部省の見解だ、今までののはおかしいじゃないか、これがおかしいといふのは頭がおかしい。きまつてゐる規則のとおりやつておつて義務違反が成り立ちますか。これは法制局に聞かなければわからない。文部省のいろいろ問題にしている法文なり、出されておるいろいろな政令なり、あるいは規則なりのとおりやつておつて一体職務に専心を生じますか、現場の職員が。局長はいい、大臣、極端に二つの例を出しますからはつきり答えて下さい。今のよ

うな状態で運営されてきたのにもかかわらず、一斉テストをやらなければならぬといふ、こいう強制権を文部省が何を根拠に発動できるのか。また、運営規則のとおりやつてゐる学校に対して、お前は文部省の指示に従わないから処罰をするといふ法的根拠があるのか。この二点。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 第一点の、こいう根拠で学力調査をやらかし上げたことは、先刻、政府委員から申し上げましたとおり、教育行政上の必要に根拠をもちまして報告を徴する、一斉調査といふやり方の結果を報告せよといふ、報告を徴するといふ権限がございまして、その権限に基づいて調査をやろうと、こいうことであります。それが今御指摘のやうな、委員会の運営規則、それぞれの学校における教科その他は届出でよろしいとなつてゐる。それは一般通常の事態において考えられる学校運営の立場からの事柄に限つての届出といふことであつて、その他の予測し得ない事柄が起りましたときに、包括的な権限といふものは委員会にあるといふ、その権限に基づいて教育委員会が一斉テストの実施を要求するといふ、その関係に立つと思ひます。そこで、さつき申し上げましたやうに、むろん今御指摘のやうに、文部大臣といふ立場でいきなり条例を改正しろ、あるいは管理規則を改正しろといふことを言う権限は直接にはないと思ひますが、先刻も触れましたやうに、調査報告を要求する権限が与えられておる、その調査報告の内容は、文部省みずからの責任において、与えられた権限内のことについて報告を求めらるわけでありまして、その

権限が地方行政機関において協力できない、実行できないやうな規則がもしあるとするならば、その規則は私は十分考慮を欠いた規則であるから、教育委員会としては改正せねばならない立場に立つと思ひます。ですから、それは一般に、抽象的には私はさう思ひますが、その場合に、御指摘のやうに、指導助言の権限に基づいてその改正の点を指摘しなければ、こいうチャンスは出てこないはずだといふことは、お説のとおりだと思ひます。思ひますが、一々の管理規則を知らないで申し上げておつて恐縮ですけれども、よしんば、届け出となつておつても、それは一般的な問題であつて、特殊の調査報告を求めた場合に必要とする、そのときの学校の教育の課程に影響を持つ問題につきましては、教育委員会みずからが変更を要する権限は私はあると思ひます。一般的な問題は届け出で、むろんそれで十分でありますやうが、その他の特殊の予測し得なかつた事柄について、すなわち、今度のような一斉学力調査を一年に一ぺんやりまして、それについては報告をしなさいといふことが出てきた場合には、権限に基づいて私は教育委員会が要望できると、こう考えます。

○北島教真君 議事進行。いろいろとまだ論議もあらうと思つておりますが、もう一時にもなりますので、一応休憩をして、続行していただきたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○矢嶋三義君 大臣、休憩に入るとい

うのですが、ちょっと大臣の答弁の言
いっぱなしだけ聞いて、こゝでちょん
にするわけにいかないと思うのです。
あなたも日本の最高学府で法律を勉強
された方です。政治経歴も相当長いの
ですが、今の答弁は私は問題があると思
う。制定された法律が、時の行政府
の責任のもとに法解釈が行なわれて、
そうして、その責任と権限のもとに運
用されて参る。したがって、その運
用、改正等について、あるいは与党、
野党の間に若干の見解の相違や幅が生
ずることはあり得ると思う。しかし、
先刻来の大臣の答弁を承っていると、
あまりにも行政府の法解釈、その運用
が偏向し、独断し過ぎるのじゃない
か、この地方教育行政の組織及び運営
に関する法律が国会で審議されたの
は、御承知のとおり、昭和三十一年で
すね。ずいぶんあの国会はもめまし
た。當時はたしか保守党が合同した直
後で、大臣は不幸にして落選中であつ
たかと思ひますが、初中局長は、あな
たは初中局長の課長時代です。これを担
当された事務当局は、今の緒方事務次
官が当面の責任者、私はこの法律案を
審議した一人ですが、そのときのこの
法律の一番骨子は、決して教育の中央
集権をはかるのじゃないんだ、教育権
の集中化をはかるのじゃないんだ、あ
くまで地方分権である、そうして文部
省といふものは、その国の教育がいかに
あるべきかという立場から、大きな
一つの方針を、基準というものを設け
て、あとは教育の地方分権という立場
から自主性を認めてくれるもので、決し
てあなたの方の主張される教育の中央集
権をはかるものじゃないのだ、文部省
の権限の主たるものは、助言と指導と

勸告、これなんだ、こういうふうな速
記録に残されておるわけですか。これは
この法律の一番大事なことですよ。
だから、解釈し運用する場合に、こ
れをはずれてはならない。そこには与党
の安部理事がおられるのですが、安部
理事も福岡の教育委員会の委員をされ
ておった、当時。こういうことで、今
の学力テストを文部省が企画した場合
に、都道府県教育委員会、地方教育委
員会を制約する、それは従わなければ
ならぬという、そういう法解釈は今、
与党の理事の安部委員も承つておられ
なかつた。私はそれは間違ひないと思
う。だから、文部大臣が権限でこうい
うことを調査を企画することは、これ
はよしあしは別問題として、先ほどの
答弁で、教育委員会はそれに従つても
らわなければ困る、義務があるのだと
いう、これは大臣、言い過ぎじゃない
でしょうか。そこを訂正してもらいた
い。それは、そこはどうしてもこの法
律を審議した者として、あまりにも行
政府は解釈とその運用に偏向性を持
ち、独断に過ぎると思う。文部省とし
てはこう考える、こういう基準を設け
ようが、この方法、基準によつてその
教育委員会がそのまゝやられるかどう
かは、教育委員会のお考えでやつてい
ただけによろしいのだ、こゝまで来な
ければ、ぜひとも地方教育委員会はこ
れに従わなくちゃならぬ、その義務が
あるのだ、こゝまで大臣がこゝで答弁
されるのは、私は、この法の成立過程
からいって適當でない。私は満々たる
自信を持ってそういう主張をしたいし、
あなたのその点の答弁の訂正をお願い
したいと思ひます。そうすると、
以後の調査審議というものはスムーズ

にいくと思うのですが、いかがです
か。
○国務大臣(荒木高壽夫君) 文部大臣
という立場が、先ほど例に出されまし
た、たとへば条例を変更する権限があ
るとは、むしろ思つておりません。教
育委員会が定める権限を与えられてい
る管理規則を現に作つておる、それを
変更を命ずる権限は当然にはない、と
むしろ思ひます。それは、もうさつき
の答えをするときも、一貫してそう
いう前提に立つてお話を申し上げてい
るつもりでございますが、言葉が足り
なければ、補足させていただきます。こ
ういふことで、一方、なるほど、日本
の教育は地方分権の建前であ
るといふことは、私は口ぐせのよう
に、ほかの機会に申し上げたとおりで
あります。そう理解しております。
しかし、同時に、原則はそうである
が、例外的には中央に権限を保存して
おるものもある。指導助言の権限しか
り、また、調査報告を求める権限しか
りと思ひます。また、指導要領の決定
権もまた保留しておる一種であらうと
思ひますが、教科書の検定権またしか
り、こゝろ思ひます。そこで直接関
係になる事務でいきますれば、私ども
は、一斉学力調査は、文部大臣に与え
られておる職務権限であるところの、
義務教育課程についての教育改善の目
的をもつて調査報告を求めるという、
その権限に基づいて報告を求めておる
という姿であると理解いたします。そ
の権限が、一方において、原則は今申
し上げるとおりだが、例外的にはそう
いう権限がないならば教育そのものが
うまくいかないという見地から与えら
れていると思ひますが、そういう意

味で調査報告を求めても、どうしてそ
れが管理規則にはばまれてできないと
いうことをそればなしでよくこと
は、適當じゃないと私は思ひます。そ
ういふことがもしありせば、管理規則
そのものを受け入れる余地があるよう
に改正してもらつたということ、指導
助言する権限を与えられておると思ひ
ます。ただし、それは今お尋ねに基づ
いて一般論を申し上げたつもりでおり
ますが、具体的には、届け出で足りる
という意味の管理規則があるとしまし
ても、教育委員会の権限が全部包括的
に学校長に委任されているわけじゃな
いわけですから、一応通例の場合には
届け出で足りる、その他の、たとえば
文部大臣の権限に残されておるその機
能として調査報告を求められた、その
報告をしようにもできない新たなこと
が起つたというときには届け出で足
りとした範囲外の問題だから、教育
委員会に、包括的に持つていく管理権
限に基づいてその調査に協力すること
を学校長に要求する権限は委員会にあ
るであらう、こういう解釈に立つ、こ
ういふ考え方を申し上げたつもりでお
ります。
○米田勲君 屋休みに一つ考えてお
いて、あとから答弁してもらいたいが、
あなたは報告を求める権限があるから
何でもやらされるという判断だ、常識
的に言つて、生徒や児童の学力の実態
が知りたい、だからその実態を一つ報
告してくれ、こういうものは百歩譲つ
てであると認めても、こういう学力調査
をやれば、これがはなれてはならぬ、こ
ういふ権限はないのだよ、あなた、法
的に。学力の実態が知りたいので、そ
の実態を一つ報告してくれという、そ

ういふ権限は百歩譲つてあるとしま
しょう。しかし、あなたのきめた学力
テストを実施して、これ以外のものを
実施してはだめなんだ、そのものを実
施して報告してよとせよ、この権限は
法律的にないといわれれば主張してい
る。
○委員長(平林剛君) 午後は二時十分
より委員会を再開することにし、暫時
休憩をいたします。
午後一時三十分休憩
午後二時二十六分開会
○委員長(平林剛君) ただいまより文
教委員会を再開いたします。
午前中に引き続き当面の文教政策に関
する調査を進めます。質疑の通告があ
りますので、この際、発言を許します。
○加瀬亮君 午前中、大臣並びに局長
から、いろいろ御説明があつたわけで
ございますが、御説明の内容を次の質
問の点にまとめて、次の委員会までに
文書で御回答をいただきたいのであり
ます。
第一点は、教育委員会の学校管理権
と学校の主体性の関係を地方教育行政
法三十三条から、どう考えるかとい
うのが、第一点。
第二点は、各教委の学校管理規則に
おいて、具体的な授業の時間割編成、
年間授業計画の立案、変更は、通例ど
ういう建前をとつておるか、今この建
前をくずす理由は何か。
第三点、教委が今まで法律に基づく
学校側の権限と責任にまかしていた学
校の主体的教育活動の内容にまで、命
令をもつて変更させる権限があると新
しく解釈を立てた理由並びにその根
拠。

第四点は、文部大臣が調査を強制する権限並びに教育委員会が強制された調査をしなければならぬところの義務、これが五十四条二項にあると考えられる内容の説明並びに文部省設置法第五十二条の「文部省は、その権限の行使に當つて、法律に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする」という規定との抵触の關係をどう解釈するか。

以上の四点を文書で御回答をいただきます。その御回答によりまして、さらに次の委員会でも質問をいたしたいと思ひますので、午前中の私の質問は一応保留をいたします。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 御要望の通りにいたします。

○米田勲君 午前中は私が、学力調査を実施する際に、文部大臣は教育委員会の自主的な判断を全く認めないという立場でこの問題を処理しようとしておる。その法的な根拠は一体何かということ、後半の主題であつたわけですが、ところがこの問題については、資料ではっきり主張をさせてもらへることになりましたので、深くは申しませんが、文部大臣は教育委員会に対して、事務的な調査の報告を求める権限があると稱してこの学力調査を実施させるということの法的根拠にしておるようである。私は午前中の最後にこういうことを言ひました。文部省はその主張のとおり、確かに児童生徒の学力の実態を知りたい、したがつてそのことについて実態のわかるような報告をしてもらいたいという、そういう権限は百歩譲つてあるかもしれない。しかし、その調査を求めるに際して、学校

経営の一部を変更させることをも含んで、全く文部省が考えた学力テストをそのまま教育委員会を通じて学校をして行なわせるような、そういうやり方をする法的根拠には、それはなり得ないのだという主張であります。もし、あなたのような法律解釈が許されるのであれば、文部省の調査報告を求めるという権限を理由にして何事でも行なえるようになるわけですから、たとえば児童生徒の思想調査の現状を知りたい、かくかくの問題について生徒にテストをしてその結果を報告せよということだつてできるであらうし、こうなつてくると、文部省は学校経営のいかなる部分にでも入り込んで事をなしてよろしいという法律の根拠を持ておるのかのようになつてしまふわけで、私は調査資料が出た後日の委員会で、さらにこの点を深く追及をして、文部大臣がやろうとしておること、それが法律に違反をしておる、行政権限を逸脱しているということをはっきり立証をしなければならぬと思つております。が、きょうの場合はそのことを一応保留して次に進みたいと思ひます。

○米田勲君 文部省は学校における教師たちの教科課程の自主編成を認めないという方針であるかどうか、この点について文部大臣の見解をただしたいと思ひます。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 学校の教科課程の編成は校長に一応原則として委任されておるのが一般だと承知いたしております。

○米田勲君 私が質問をしたのは、校長あるいは教師たちの学校における教

科課程の自主編成を認めないという方針なのか、認めるという方針なのか、それをはっきりしてもらいたい。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） それは認めることになつております。

○米田勲君 そのことと法律論争の問題とは後に関連させてやることにして、一応教科課程の自主編成を文部省は認めておるといふことをここに確認をしておきます。

次に、こういうことについて文部大臣はどう考えておりますか。中学校の教育が高校の入学試験の予備校化した

り、高等学校が大学入試の予備校化するような、そういうことは現在の日本においては当然の成り行きであつて、そのことが望ましいというふうな考えでおるのかどうか。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 望ましいとは思ひ得ておりませんが、現実問題としてそうなる可能性は内在しておると思ひます。

○米田勲君 そのことを好ましいと考へておりますか。もう一度聞きます。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 好ましいとは思ひませんが、やむを得ない要素を含んでおると思ひます。

○米田勲君 それは文部大臣の言葉とも受け取れない。私は逆に質問をしておるのですよ、あなたがこれを否定するのであらうと思つて。一國の文部大臣が何事ですか。中学校が高等学校の入学試験のための予備校化したり、高等学校が大学の入学試験の予備校化したりするのはやむを得ないことだと文部大臣はここで言ひ切るのですか、あなたは。それでは日本の教育は根本からくずれますよ。あなた、それでもいいのですか。もう一度お聞きします。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 学校制度として予備校化するはずはないものであると思ひます。そうなつていけな

いと思ひます。ただし、上級学校に進学する者が、義務教育課程を終つてから社会人となる者もおるのが現実でありまして、上級学校に入学する者にとつては実質的に、予備校という意味がはつきりしませんが、上級学校に進学したい希望を達する角度から見るならば、そういう結果があるであらうといふことを申し上げたわけ

であります。

○米田勲君 それでは文部大臣に聞きますが、中学校で高等学校に進学する希望を持つ子供と、中学校を卒業して直ちに職業につくという子供とを二元的にコースを分けて教育をすることも日本の現在としてはやむを得ないといふふうにあな

たは考えますか、どうですか。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 制度的にそうするといふことは適切じやないと思ひますが、今申し上げたやうな現実の問題として、当該学校でそういうことを便宜とした場合、それをしももつてのはかだといふ必要はないように思ひます。

○米田勲君 文部大臣は日本の教育を破壊してしまつておると思ひます。あなた、中学校は義務教育ですよ。われわれの立場からすれば、高等学校でも義務制に準じて國の全体の知識水準なり知能水準を上げるために教育行政は考慮しなければならぬといふことを主張している立場ですよ。しかも上級学校に進学のために、極端にいへば中学校の教育課程すらその進学のコースに合せて予備校化していくやうなことを

を否定しないといふ文部大臣の一体、その教育に対する見解は何ですか、何が根拠ですか。大体、前の通常国会から一貫して文部大臣の見解に現れて

いるところは、日本の敗戦後組み立ててきた民主教育を根本から、現在の財界や産業界の要請に随順して教育の大本を誤らうとするやうなそういう制度の改悪や法律の改悪をしてきています。

私たちはそういう立場で批判をして反對してきた。今ここであなたは、中学校が高校の予備校化したり、高等学校が大学の予備校化したりすることは、絶対にいけないと文部大臣は主張すべきであります。そうでなければ、日本の教育は根本から破壊されていくとはあなたが思わぬのですか。もし、それがわからぬやうでしたら文部大臣をあなたはやめるべきであります。日本のために。そういう不見識な話を日本國中どこへでも行つてあなたに

ごらん。文部大臣の資格ありませんよ、あなたには。内藤局長がそばについておつて、予備校化するのやむを得ないといふ答弁をして、これを取り消さないのですか、あなたは。取り消しませんか。文部大臣にあらためて聞きます。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 学校制度として予備校化することはむろん許せないといふ意味でさき申し上げました。現実には私も中学校におつたときを想像しましたが、小学校でもむろん皆であります。制度の根本も違ふとはむろん思ひますが、現実問題としては、義務教育は義務教育できちんとして、そのほかに担当の先生が特に教えてくれたことはあります。そういう現実問題としてはあるかもしれ

れないが、それをもつてのほかだとは言い切れないだろうという意味で申し上げたのであります。

○米田勲君 文部大臣はだから教育のことがわからないと言ふのです。あなたの子供のときのことを言っているのではありませんか。それは戦争に負ける前の教育でないですか。戦争に負けたときに日本の教育の将来を思う人が何を感ぜましたか。戦前の教育のあり方では大きなあやまちを来したといふことが根本の反省になって今日の教育といふものが組み立てられ、検討されてきた。それを中学校——高等学校の問題ならば義務教育でないからまだしもです、中学校をすら高等学校の予備校化することもやむを得ないといふものの考え方は、私に端的に言わせると、文部省はそのことを口を繕って語らないが、今度の学力調査を何が何でも子供の成績の中に記入させようとする意図は、何から出ていると思ひますか。私は所得倍増計画に基づいて、産業界が要請している中学卒の低賃金労働者の振り分けを今しようとしてい

る。そうでなかつたら固執するわけがない。文部大臣が午前中に言ったように、教育の現状を科学的に知って、その条件を高めるための資料がほしいんだというその考えが純粋であるなら、神奈川の県教委と神奈川の県教委が、長い間苦心をして話し合ひをして、そして神奈川方式なるものを打ち出したとき、文部大臣は内藤局長をして何を言わしめたか。絶対にその評価した点数は、成績は子供一人一人に記入させなければ絶対だめだといふことを主張している。それは今、中学校が予備校化してもかまわない、予備校化する

のもやむを得ないという言葉と、この学力テストを強行して、子供の一生運について回すこのテストの結果を記入させる、そのことによって倍増計画が求めている中学卒の低賃金労働者を把握したいという一連のねらいからこれは出てきていると、両方私は総合して今初めてわかった。これはどうですか。

○国務大臣(荒木高爾夫君) まあ、米田さんのおっしゃるようなことは毛頭考えておりません。思い過ごしであると思ひます。

○米田勲君 それでは荒木文部大臣、先ほど申しました中学校の予備校化の問題、高等学校の予備校化の問題は、文部大臣として責任を持って、そういうふうになつてもやむを得ないといふ言ひですね。取り消ししませんね。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 制度論と現実のことをこきまぜてお答えした傾向がありますから、誤解を生んだと思ひます。私の何十年前の例を持ち出したことは必ずしも適切でないと同じような意味で、適切でないことを一緒に申し上げたような気がします。義務教育課程が予備校化するということを認める立場ではむしろ私はごさいません。

○岩間正男君 関連。ちよつと文部大臣に伺ひますが、憲法二十六条との関連はどうなりますか。この中で、日本の教育、終戦後の教育の中で非常に重要視されなければならない幾つかの課題があると思うのです。教育の機会均等というものは、非常にこれは重大な一つの理念になつてゐるわけですから、二十六条は、これとの関連、あ

なたの今の発言と、これはどういふふうに考へておられますか。あなたは文部大臣として、この憲法二十六条との関連——二十六条を読むまでもないことだと思ふ。これははつきりあなたは銘記されてゐるのですか。今のような差別があるのは仕方がない。学級の方はもうそういう差別待遇が起つておる。現実には起つておるのですよ。これは何も——実際にあるんだけれども、進学、それからそうでないのと、コースを實際にやっていますよ、現実には、こういう事象をあなたはやむを得ない、こういうような解釈でこの問題をやっていくとしたら、憲法二十六条との関連をどうします。この点、明確にして下さい。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 午前中のお答えで、冒頭に私は申し上げましたが、学力テストをやりますことも、義務教育の本質的な要請からして、持つて生まれた能力が同じであるとするならば、義務教育を終わるときには、同じ知能、同じ学力をもつて卒業する、義務教育を終わる、こういうことが望ましいといふことを私は理解しております。その意味において、御指摘の、教育の機会均等といふものは、義務教育に關して申し上げれば、今までは、義務教育が一つの目標でなきやならぬ、基本的な態度でなきやならぬと心得ます。そこで、予備校化するといふ——化しておるところがあるといふ現実の例をお話しになつたと私は了解して、そしてさつきお答えを申し上げたわけですから、その現実の問題を——制度論としては、学校制度の問題として、そういう差別的な教育があることは、それはむしろ断じて許さる

べきじゃないと思ひます。ただ、義務教育がきちんと行なわれておつて、現実に入學準備等が行なわれておることは、その事実があることは私も知つております。が、これをいきなりやろうと言つたからって、なかなか改まるものじゃなからうといふふうな氣もするものですから、そのことを一緒くたに申し上げたことが、いささか言葉が適切を欠いた点だと思ひます。それとこれは別個に申し上げるべきであつたことを今思ひわけであります。

○米田勲君 私はこの学力テストと別個に、現在中学校なり、あるいは高等学校なりが、上級学校進学のために非常に予備校化してゐる、困つた傾向が顕著になつてきたといふことを感じておるもの一人なんです。だから、そういう傾向については厳にこれを排除して、本来の教育の目的を達成するために努力をせよとわなければならぬ、と文部大臣が答へると思つたのです。大体、昔の教育を引つぱり出してきて、試験勉強をやつたときのこと、あなたも経験あるし、私も経験ある。しかし、その当時ですら文部省は、当時の文部省は、そういう試験勉強をやることを禁止しようとして、たびたび努力をしてゐる。最近この学力テストにからんで——あなた新聞を見たと思ひます。山梨県に事件が起つてゐる。これは詳しくは中を読まれません、あなたも思ひ出すかも知れない。この学力テストに備えて、山梨県の教育委員会が問題を作つて、そして予備練習をさせておつた。その問題の中に、今回抽出テストで出た問題が幾つか入つておつた。それが現に山梨県で問題が起

こつた。内藤さん、頭ひねることないでしょう。虚報ではないですよ。こういうことも、文部大臣、そういう困つたことが起つてきている。あなたの学力調査を強行するために起つてきた現象の一つです。それから、市販されているものに、文部省の学力テストの準備教育のために、あらためて学力調査に対するワーク・ブックというのが売り出されておる。これの編集責任者は、これまた文部省としては、こんなことが許されるのかといふ人である。こういうワーク・ブックがどんどん売れてゐる。私は先ほど予備校化するといふ一般的な現象を指摘して、文部大臣とともにこれを是正する方法を皆で考えなきやならぬと思つてゐた。そういうやさきに、非常に見解が誤つておることが一つ、学力調査を実施することが、予備校化するような条件をますます大きくしてきてゐるということですよ。これは、法的にこういうことには許されない。文部省は法律的にそういう権限を持っていないといふ、そういう論争とは別に、現実的な問題としては、この学力テストにいい評価をおさめるために、父兄は目の色を変えて、学生だとか、あるいは教師だとかいふ人たちに、塾を開いてもらつて、そこへ通わせてこの点数をよくするよう傾向がさらに一そう強くなつてきている。店にはどんどんこの学力テストのためのワーク・ブックが横行しておる。県教委すらこういう誤つたことをやる。こういう一連のできごとは、局部的に起るものでなく、私は、すでに全国的にそういう形勢が出てきておる。これを一体、どういふふうにか考へるのか。文部省が強行する学

力テストと無関係なものと考えるかどうか。私は文部大臣が冷静にそれを判断したら、そういうことを誘発した一つの大きな原因になっておるといふことを理解するはずだと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今御指摘の新聞は、私も読んでみまして、要らんことをするのだと思つて読みました。そういうことをやるところは、今度の学力テストが、何かしらん、午前中もお話がちよつと出ましたように、上級学校の入学やら、就職なんかと関連がありそうに誤解した結果かもしれない。要は学力テストの真の意味の無理解に基づく局地的な問題だと思ひます。そういうばかんなことをしないで済むような、したつて何ら意味もなさないような問題が選定されねばならぬと思つておりました。そういうことのないように今後も地方に注意を喚起したいと思つております。

○米田勲君 文部大臣はばかんなことを、ばかんなことを言ひますが、あなたが強行しようとしている学力調査の問題が、そういう条件を誘発しているんだという反省はないんですか、あなたは。ばかだからあんなことをするのだという単純なことではこの問題は解決つかぬのですよ。ワーク・ブックがどんどん売れて、学力テストに即応する準備教育が行なわれておる。そういうことは学力調査を強行することと並行して大きくなつていく。しかし、これは子供の一生について回る評価をされてしまうのでしよう、あなたの考え方がいけば。たつた一べんの評価が、たつた一べんのペーパー・テストがその人間の将来までついて回

る結果になる。入学試験で内申書を書けば、この内申書にはその学力テストの評価が載つてしまふ。就職しようとしてもそれがみんな載つてしまふ。そうなれば人情としてみんながこのことに血道を上げるような結果になることは当然じゃありませんか。それは、この学力調査というものは法的にもおかしいが、実際の問題として日本の教育をこの学力テストの予備校化するような方向に持つていってしまふことを私たちははつきり主張したい。そのことに対するはつきりした反省がないから、わけのわからぬことを言つていて、みづからやつていこうとすることに対する影響の反省もない。そうして予備校化してもやむを得ないというような暴言まで飛び出してくる。この点は深く考える氣にならないうか、あなたは、文部大臣として、自分がやろうとすることがそういう条件を誘発してきている具体的な事実がたつたさんあるんだが、このことを一体、どうするのですか。ばかんなことをするなというだけでおさまりますか。私はこの点をひとつ文部大臣に考えてもらいたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 内申書に記録したり、あるいは就職の場合に今度のテストの結果がものを言つたりするやり方はいたしません。それは絶対にやらないことにいたします。したがつてその意味において、そういうことから御指摘のようなことでもしワーク・ブックだ、あるいは予備テストだなどというものが誘発されるとするならば、さつき申し上げましたように誤解に基づくことですから、注意を喚起すれば解消するはずと心得ます。

○米田勲君 それでは文部大臣にひとつお聞きしますが、私はあなたのやる学力調査はいわゆるペーパー・テスト、そのペーパー・テストには決定的な欠陥がある。何とあなたが検討されて工夫されても、ペーパー・テストといふのはしよせんのがれられない欠陥があるのです。あなたはそれを考えませんか。そのついでに運命的な欠陥といふのは、第一にこういうことが考へられませんか。この学力調査の結果、正しい反応を示した児童、生徒がほんとうに理解をして反応を示したのか、あるいは単に機械的に記憶や連想によつて答えをしたものか、どちらかを区別することができると考へますか、あなたは。学力調査の結果について、正しい反応を示した子供についてそれをあなたが報告を受けて、その評価したものを報告を受けて、この子供が正しい反応をしたことはほんとうに理解が深まつておつて正しい反応を示したものであるか、あるいは単に機械的に連想的にそのとき偶然さういふ正しい反応を示したか、いずれであるかを、評価の上で区別することができかどうか、できますか。

○米田勲君 それでは文部大臣にひとつお聞きしますが、私はあなたのやる学力調査はいわゆるペーパー・テスト、そのペーパー・テストには決定的な欠陥がある。何とあなたが検討されて工夫されても、ペーパー・テストといふのはしよせんのがれられない欠陥があるのです。あなたはそれを考えませんか。そのついでに運命的な欠陥といふのは、第一にこういうことが考へられませんか。この学力調査の結果、正しい反応を示した児童、生徒がほんとうに理解をして反応を示したのか、あるいは単に機械的に記憶や連想によつて答えをしたものか、どちらかを区別することができると考へますか、あなたは。学力調査の結果について、正しい反応を示した子供についてそれをあなたが報告を受けて、その評価したものを報告を受けて、この子供が正しい反応をしたことはほんとうに理解が深まつておつて正しい反応を示したものであるか、あるいは単に機械的に連想的にそのとき偶然さういふ正しい反応を示したか、いずれであるかを、評価の上で区別することができかどうか、できますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のようないふことは困難だらうと思ひます。ペーパー・テストに必然的に付随する欠陥もむろんあるかと思ひます。しかし、ペーパー・テストによらざるを得ない、また、それによつて期待できる成果も相当あると心得ます。その後者の効果を期待してテストをやるのでありまして、したがつて、一回のテストだけでもつて一生つきまとうようなそういうものに利用しようなどということは毛頭考へていませんし、やるべきでもないと思つております。

○米田勲君 私は余分なことは聞きたくない。ペーパー・テストで正しい反応を示した子供を、そのいずれであるかを判別することができかどうか、できますか。これは、文部大臣がいかに明敏であつてもそれを区別できない。その反対がまたできない。この学力調査で正しい答えが出た子供がいます。正しい反応を示すことができなかった子供がおります。その子供は評価はだめと出る。しかし、実際にその子供の能力がはたして理解が全くされていないものか、あるいはまた、単純な不注意のために正しい反応を示すことができなかったものか、あるいは逆に、かえつて考え過ぎたために誤りを犯したのか、そのいずれであるかを判別することができまうか、私はこれでもできまいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 困難な点があるかと思ひます。大教観察の資料にはなると心得ております。

○米田勲君 その第一も第二も判別はできませんよ。それは学校の教師が自分で指導しているその過程において、あらゆる角度からいろいろなテストを試みて、その総合判断を積み重ねればその欠陥は相当に克服することができまう。しかし、たつた一度、一年にたつた一度ペーパー・テストをしたその結果、その評価が、今のような判断をできるはずがないといふことは常識的にわかるであらう。また、私はこのペーパー・テストでは、どうしても見せかけの知識しか持つていない者とはほんとうに理解を深めた知識を持つている者との二つを判別することが非常に困難だといふことも当然だと

○米田勲君 私は余分なことは聞きたくない。ペーパー・テストで正しい反応を示した子供を、そのいずれであるかを判別することができかどうか、できますか。これは、文部大臣がいかに明敏であつてもそれを区別できない。その反対がまたできない。この学力調査で正しい答えが出た子供がいます。正しい反応を示すことができなかった子供がおります。その子供は評価はだめと出る。しかし、実際にその子供の能力がはたして理解が全くされていないものか、あるいはまた、単純な不注意のために正しい反応を示すことができなかったものか、あるいは逆に、かえつて考え過ぎたために誤りを犯したのか、そのいずれであるかを判別することができまうか、私はこれでもできまいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ペーパー・テストには御指摘のような欠陥も当然

○米田勲君 私は余分なことは聞きたくない。ペーパー・テストで正しい反応を示した子供を、そのいずれであるかを判別することができかどうか、できますか。これは、文部大臣がいかに明敏であつてもそれを区別できない。その反対がまたできない。この学力調査で正しい答えが出た子供がいます。正しい反応を示すことができなかった子供がおります。その子供は評価はだめと出る。しかし、実際にその子供の能力がはたして理解が全くされていないものか、あるいはまた、単純な不注意のために正しい反応を示すことができなかったものか、あるいは逆に、かえつて考え過ぎたために誤りを犯したのか、そのいずれであるかを判別することができまうか、私はこれでもできまいと思ひますが、どうですか。

○米田勲君 私は余分なことは聞きたくない。ペーパー・テストで正しい反応を示した子供を、そのいずれであるかを判別することができかどうか、できますか。これは、文部大臣がいかに明敏であつてもそれを区別できない。その反対がまたできない。この学力調査で正しい答えが出た子供がいます。正しい反応を示すことができなかった子供がおります。その子供は評価はだめと出る。しかし、実際にその子供の能力がはたして理解が全くされていないものか、あるいはまた、単純な不注意のために正しい反応を示すことができなかったものか、あるいは逆に、かえつて考え過ぎたために誤りを犯したのか、そのいずれであるかを判別することができまうか、私はこれでもできまいと思ひますが、どうですか。

含んでおると思います。しかし、さつきも申し上げたように、このテストによつて大勢は知ることが出来る。そういう効果は十二分に期待できると思ひます。一生つきまとうとおっしゃいますが、一生世間的につきまとうとわけることはいたしません。ただその学校においてその学校の先生がそのテストを通じて、一人一人の生徒児童がテストを通じてどういう状態であつたかということとは先生に知ってもらふ値打があると思ひます。その場合、仰せのようにペーパー・テストの欠陥のゆゑに、総合的に知つておるその先生から見た場合、テストの結果だけではすべてを物語らないなら物語らないというその根拠に基づいて生徒児童を指導していただくというにはなると思ひます。また大数観察としては私は学校全体の傾向は見得る。地域的な傾向は見得る。全国的な地域格差なり学校格差なりというものが、大数観察的に、なぜであらうかという根拠にはなり得る。それを教育の場の改善の資料にしていききたいということが目的でございまして、一生につきまとうとわけて、一回のテストでもつてその児童生徒の運命を左右するようなめちやなことは絶対にやらない、やらせないという前提に立つておるのであります。

○米田勲君 それでは文部大臣に聞くが、神奈川の県教委が、教育委員会が独自の学力調査の検討をしてそれを実施するが、しかしその結果については、出た結果の評価は記入しない、それそれの子供に記入はしない、こういうふうな方針をきめたのに、なぜどうしても子供の調査簿にそれを記入させることを主張して強硬に圧力をかけた

のですか。何の目的があつてその評価の結果を書かせるのですか。あなたは何か今言ふと、権限もないのに大きな熱を吹くなど言いたいのだが、一生つきまとうとせないと云う。一生つきまとうとせないと云う、なぜ無理に評価を書かせるのですか。各個人に何の必要があるのですか。矛盾するのじゃないですか。それを答えて下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは今も申し上げましたように、その学校内におきましては、担当の先生がその生徒の今度のテストを通じての位置づけというものがそれである。それがお説のような欠陥もあり得るわけだから、具体的にその生徒にとつてはどうであらうかということを生徒として検討してもらつて、本人の指導の材料にしようというのであります。

○米田勲君 文部大臣の今の答弁はあなたの権限外の話をしているのです。あなたはそんなことまで考える権限がありますか。学校の教師が自分の子供に指導を加えて、その子供の能力を伸ばそうと云ういろいろなテストをします。テストの仕方はいろいろあるでしょう。それを繰り返して繰り返してやる角度から検討を加えて、そうして教育の効果を上げていくためにふだんやっている。あなたに一年一べんつまらない学力調査をやつてもらつて、そのために学校の先生が反省をして何かやるなんていうおこがましいことを期待しているなどともない間違ひです。そんなことはふだんに行なわれている。学校の教師は自分の子供の全体がその学校の中で、あるいは北海道から北海道でどういふ水準にまできたか

ということとは常に反省しながら、あらゆるテストを加えて、そういう検討をしながら目的に沿うように活動しているのです。ふだん。そういう実情にみかかわらず、なおかつあえてあなたが妙な学力テストを法律の権限もないのに強行するということとは全く意味がないばかりでなくて、逆に弊害がどんどん起つてきています。日本の教育に思ひしからざる状態を引き起こすということをわれわれは指摘したいのです。何か学力調査でもやらなければ学校の先生は自分の教えている子供の能力の程度がわからぬのだ、よその学校の生徒や全国的な水準と比べることができないのだとあなたは思つておるのですか。それはど学校の教師を信頼できないのですか。あなた以上に詳しくわかつていますよ、そんなことは。そういう理屈では大体評価の結果を子供の記録に残すという、そういう理論的な根拠にはなりませんよ。あなたは、一方では大体の傾向を知りたいと言つて、一方では個人の学力や能力をこの一回の学力調査では判定できない、判定することが無理だし、そういうことは無謀なことだと主張する

と、全体の傾向を知りたい、また教師もそういうことを知るであらう。それなら、なぜ評価の結果を記入させるのですか。そんな必要はないじゃないですか。そうしてまた私に言わしめたから、今まで抽出テストを三十一年からやつておるのではありませんか。その抽出テストの結果で、もう教育上何が足りないのか、何が必要なのかというものは出ているのですよ。何を好んでこれから毎年々々中学校の二、三年に学力調査をやらなければならぬ必要があるのですか。僻地の学校で教育の設備も何も十分でないところで教育されている子供は学力が低いにきまつておる。あなたの学力調査をやつてもらうまでもない。小さな学校で免許状も持っていない、科目をほとんど教えさせられていない。教員がいらないために、免許の資格もない者に臨時に免許を与えて教育をさせたら、その子供の学力が下がるのはきまつておる。もはや今あらためて日本の全体の教育行政をより推進させるために科学的な資料が必要だという者は私はないと思う。あなたは抽出テストを今まで五年にわたつてやつていながら、少し詰め教室一つさえいまだに解消できない。来年度だつてできない。何のためにあなたは学力調査をや

るのですか。そうなる、その教育の条件をより改善するために必要だといふなら、もはややる必要がないじゃないですか。都市の子供と農村の子供と比べると、農村の子供の学力が落ちておるといふことは文部省がすでに抽出調査で結論を出しておる。教育条件の設備や施設の劣つておるところはない結果が出なかつたところはないわかつておる。これ以上何を知らたいのですか。これ以上、あなたの日本の教育を推進させるためのこれからの活動に何が知りたいたいですか。今まであなたは抽出テストの結果を見ましたか、文部省で評価した結果を読みましたが、読んでいないでしょう。それを読んで、それ以外に何がほしいのですか。文部官僚に引きずり回されておる。あなたは私に答弁できますか。何が知りたいのだ。私はそれがわからな

いのだ。法律的に何の根拠もないものを振り回して、そうしてどうこうたる

反対の世論の中でこれを強行して何が知りたいたい。日本の教育をぶちこわしてでもこのことはやりたい理由は何なのだ。私は何も社会党の立場であつたのではありませんよ。日本の教育を破壊してしまつたのだ、この学力調査は。うまいことを言つて、あなたは教育の条件を改善していきたい、そのための資料がほしいと言つておる。しかし、それはもうすでに文部省にあるのですか。内藤局長は黙つていなさい。文部大臣に……。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 抽出調査はあくまでも抽出調査でありまして、その成果をもつとまんべんなく資料に基づいてベターな資料を得るために一斉テストは非常に意味があると思ひます。効果があると思ひます。また今までは抽出調査の結果に基づいて、文部省として数年来その結果に基づく材料によつて教育の場の改善に資して参つております。その方向づけをもつと徹底的に、合理的にやりたい、こういうことではあります。混乱しているとおっしゃいますが、混乱させる人があつて混乱している面があります。全国の子供の親、学校長、あるいは教育委員会はほとんど全部賛成であることは私は承知いたしております。

もう一度あなたに聞きますが、文部省が三十六年の二月ですか、内藤さん、出したでしょう、今までの抽出テストの結果を。それを読みましたか、文部大臣。一度でも読みましたか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一々読んではおりませんが、それに基づく対策については、いろいろ聞かされたことはあります。

○米田勲君　だから、私は文部大臣がもっと大臣としての立場で物事を判断してもらわなければ困るということなんです。官僚が言い出せば何でもあなたは唯々諾々としてそれに従つておる。あの報告書を見なさい。あなたが、これから日本の教育について何が必要かということは全部書いてある。抽出テストの結果でわかつておる。私はどうもあなたの方が口を開けば言つてゐる学力テストの目的はそうではないのじゃないか。もし、あなたの方の言うような目的であれば、すでにそのことは結論が出ておる。今までの過去の抽出テストの結果で、一般的な傾向は出ておる。読みもしないで書いて、そして官僚がこれをやったほうがいいと

言えはめくら判を押しておる。私はそういう悪口を言いたくない。少なくともこれだけ問題をやらんでおる学力テストをやろうと思えば、今までやっておったテストの結果がどうであつたかかということを文部大臣はみずから読まべきですよ。それくらい熱意と真剣さがなくして日本の教育を背負つて立ってますか。大きなことばかり吹いておつて。熱心ではないんだ、あなた達は。学力調査なるものをなめてかかつておる。私にこういうことを口をきわめて悪口を言われて、あなたは何とも反省しませんか。大体これを一齐にやるという、このやり方は世界のどこのどの国にありますか。文部省はあると言つておる。国家権力で問題を作つて、国家権力で実施しておる国なんて世界のどこを探してもありませんよ。文部省の権限で文部省が問題を作つて、強制的にこれをテストしておる国は、世界的にこれでも行なつておりません。行なつてゐるというならば、それはうすです。文部大臣がそういうふうにかされてゐるならば、それはうすです。文部省という国家権力を握つておるところが問題を作つて、その権能を振り回して学力調査をやつておるといふ実例があるのですか、どこの世界にありますか。文部大臣、それをどう聞かされてゐます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今度の一斉テストと同じようなことを外国で行なつておるといふことは聞かされておられません。私は外国の例なんかそうたいてい問題にならぬと思います。今までの抽出調査そのことが今米田さんもおっしゃるように、文部省の報告を見

でも大いに今後なすべきいろいろな課題も出ているというくらいに評価される程度のもので抽出テストで出てきた、それをさらにより適正なものに近づける意味においては、一斉テストは大いに意味がある、価値があると理解します。ですから、それはおよそ統計的な効果だけを見るにいたしまして、その資料はまんべんなく多くあればあるほど正確さが出てくる。これは算術的な計算でありまして、あえて申し上げるまでもないと思いますが、そういう意味で抽出調査がよいことであれば、さらにそれを全面的に推し進めることは、よりベターであるに相違ない。そういう受け取り方できわめてすなおに協力してもらって成果を上げたもののだと思っております。

○米田勲君 私まだまだ問題があつて質問を続けたいところですけれども、何か理事会で話があつて、きょう中にはかの人たちが質問をすることが予定されているそうですね。それで私は、きょうは結局私の質問を中断させられることとなりますが、文部大臣に次の委員会に資料の提出を要求します。それは文部省が最初に行なつた抽出テスト、そのテストの結果をひとつ書いた資料、その結果に基づいて具体的にどのような国家予算の上で、教育予算の上で手が打たれたか。法律はその結果に基づいてどのように改正されたか、改善されたか。それを一回ごとに毎年行なつた抽出テストの結果と、その結果に即応して行政上、あるいは予算の上で、法律の改正の上でどういう手が次々に打たれてきたか。それに対応してひとつづつ資料にして出して下さい。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 承知いたしました。

○米田勲君 それではこの次の質問まで譲ります。

○豊瀬横一君　ちつと資料を要求して
おきます。今、米田君から要求があつたのですが、教育白書に方向が載せてありますといったような回答ではなくて、三十一年の実施人員はこういうこと、それから各県は各県別にどういういわゆるあなたたちが知りたいと思つておつた能力の結果が出たか。それに對して、たとえば福岡県で三十二校実施したが、それに対してどういう結論を出し、どういう教育施設、諸条件の向上に資してきたか。各県別にその資料の合計と実施人員、施策を詳しく出してもらいたいと思う。教育白書に出ているのはきわめて抽象的で、論議にならないと思います。

それから、午前中文部大臣が答えた中に全国一斉学力テストというのは単に文部省だけが考えたのだというようない方ですが、私どもの知っているところでは、総合計画局の人的能力委員会の調査計画の中に、全国一斉学力テストを文部省にやってもらうべきだという結論が出ているように承知しているのです。この資料を、そのときに当該人的能力委員会は大体何十人か人間がおるはずだが、論議の経過、記録と結論をきちんと資料を出してもらいたいと思う。これは文部省の単なる企画ではなくして、政府の一つの人材開発の計画の中に全国一斉学力テストという問題が入っているのは政府の方針だと僕は理解している。

それから、経済開発審議会の教育訓練小委員会というのがあると思いま

す。もちろんこれはわれわれの委員会の所管だけでなくして、その他各省にあるいは各委員会の所管の中にもワクが広がっていると思いますが、その部門のいかんを問わず、教育訓練小委員会というものはどういう構成をし、どういう結論を出し、特に教育関係に對してどういふ見解を持っているか。

第三は、文部大臣は諸外国のことは知りません、またそのまねをする必要もない——識見としてはりつぱです。しかし、諸外国がそれをやらないという根底の中に、国家権力が教育内容にタッチしてならないという思想があるのです。したがって、それを知らないのです。いやはまことに困ると思うのですが、イギリス等も似たようなことをやっておるけれども、内容は違いますが、大臣が今のそういう考え方でやっているとすれば、諸外国の事実、あるいは現在まで行なわれてきた学力テストというものがどういう意図であつたかということを知る必要がありますので、これも法律でできているところもあるし、施策として出ているところもあるし、類別して詳細にやり、当該教育委員会に類似した機関の意向、教育諸学者の学説、これを讀まないでやつたとするなら、文部省としてはまことにずさんですから、これも同時に出してもらいたいと思う。

それからもう一つ、学力テストの実施にあたって教育委員会に対して、たとえば米田君が質問したとおり指導要領にぜひ記入しなさいとか、いろいろの達し、通達、連絡、要望等を出しているはずで、これは文部広報に載っていると思ひますけれども、これは文部広報は正規の資料でありませぬの

で、すべて出した通達、写し等を出して
もらいたいと思います。

それから、法的根拠について加瀬委員も質問されたのですが、午前中の大臣の答弁を聞くと、文部省と地教委の権限関係、文部省と学校との権限関係、地方教育委員会と学校との権限関係、これと地方教育行政の組織及び運営に関する法律の五十四条の二項ですね、内藤さんお得意の、これとの関係がきわめて牽強付会的であり、明確ではありません。この点も加瀬委員が要求された法的根拠の中で、権限、義務関係を明確に出しておいてもらいたいと思う。

それと、今言いました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の五十四条と、いわゆる措置要求権を規定しているところの五十二条ですか、これとの関係、以上の資料を要求しておきます。

○岩間正男君 戦前、戦時中の受験準備教育の弊害というものは、これはきわまつたと思います。これについて文部省はどういうふうに一体把握しているのか。したがって、これに、この把握に基づいて、戦後の教育改革の中で、幾多の改革をやっているだろうと思う、見具体的にこの問題詳細に資料として出してもらいたいと思う、それだけだ。

○政府委員(内藤三郎君) 大体、資料御要望どおり出したと思っておりますが、豊瀬委員の抽出テスト、五%サンプリングの分につきまして、各県がどのような施策を講じたか、県別に世という御要望でございますが、実は非常に各県だけで見ますと、同じような条件の学校がせいぜい二つくらい

しかないわけです。その二つによって推定を立て、施策を講ずるのは、非常に困難でございます。五%サンプリングでございまして、文部省として各県の実情をまとめたやつで、それに基づいて、文部省がどう施策を講じたかというお尋ねならよくわかるのですが、県別に具体的な施策まで入ることは、この調査では困難かと思っております。

○豊瀬一君 あなたがこれならできるといったほうで要求したので、考え違ひです。そして文部省が当該各県に何らかの措置をしたことがあるならそれもという意味です。そして、これは資料要求ではないのですが、予備校化してもやむを得ないという問題については、次の委員会でも再度大臣の見解をただしたいと思う。米田委員の質問に対する先ほどの回答ではまだ不明確です、制度上の問題は当然です。教育基本法に定めているけれども、実態論としてはやむを得ないという印象をまだ受けるような答弁をしております。この点に關して、学校教育の実態として、義務教育が高等学校の予備校化するに對する大臣の明確な考え方をまとめておいていただきたい。

○委員(平林剛君) 御要望の資料につきましては、委員長からも政府にこれを督促いたしておきます。

○矢嶋三義君 当面緊急な案件について若干質疑をいたします。時間が迫っておりますから、答弁者は簡明率直にお答えをお願いします。

まず、スポーツ関係で、オリンピック準備対策に焦点を合わせて伺います。具体的に問題を提示して伺う前に、

一般論として政府のオリンピック準備対策協議会の責任者である総務府事務長官並びにオリンピック関係協議会の主要メンバーである荒木文部大臣に伺います。そのことは近くインドネシアでアジア・オリンピック大会が行なわれ、アジアカップ大会が新興国の命運をかけてその対策に大わらわであるというところが活字を通じて、あるいは写真を通じてわれわれは承知するわけであり、非常に影響力を持つております。日本は立法院の決議もあり、国民の要望のもとに一九六四年の東京オリンピックを招致したわけであり、

すが、この東京大会はぜひとも成功させなければならぬと思っております。弊害が生ずることなく成功させるということは非常に大事な問題だと思っております。今質問者として指名いたしました二人の方は、はたしてこのオリンピック準備対策というものが順調に進んでいると認識されようものか、どうか、もし十分でないとするならば、どういふ反省を持ち、どういふ今後の善処策を持っておられるのか伺いたいと思ふのであります。答弁の資として一つ提示するならば、あるいは組織委員会、あるいは政府、東京都、こ

ういうオリンピック準備を推進する機関ははたしてうまく統合された形で運営ができておられるのかどうか、こういう点について質問者は疑問な思を得ます。御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(小平久雄君) お答え申し上げます。政府といたしましてもオリンピック東京大会が十分その目的を達し得るよう、また予想どおり施行されますように、そういう配意から、御承知のよ

うに準備対策のための協議会等も設けて鋭意努力をいたしておるわけでございます。お話の中に出ました、ただいまのところをもつていたして、準備が十分進んでおるか、こういう御趣旨と存じますが、すでに御承知の通り目下屋内競技場の問題、あるいは選手村の問題等につきましてまだ最後の決定を見ておりませんが、政府といたしましてはこれらをどこにするかということの決定は、オリンピックの性格上いたすべきものである、それに対して政府はそれが実現のために極力協力をするべきものである、そういう立場にあると心得ておりますので、目下組織委員会の方での最終的な御決定を待ちたいと思ふ。こういうこととございまして、組織委員会のほうにございまして、その点につきましては非常に苦心、努力をいたされておられまして、近々のうちに何らかの結論を得られるものとわれわれは期待をいたしておるわけでございまして。

○矢嶋三義君 答弁する人はピンと合わせて答弁して下さいね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 大体の様子は今総務長官からお答え申し上げたとおりでございます。順調に進んでおるかというお尋ねであります。一応順調に進んでおります。ただし、選手村の問題とブルの問題及びポート・コースの問題はもうちょっと検討を要する点が残っております。まあざりざり今月一ぱいぐらいに見当をつけましたら、総括的にどうやら順調に進んで参りますと申し上げ得るかと思っております。

○矢嶋三義君 もう一問前提として伺

います。旧海軍時代に五分前という言葉がある。これは旧海軍が使った言葉であるけれども、私はあらゆる場合にきわめて適切な言葉だと考えております。いつぞやオリンピック対策についても、一年前に諸準備を完了する、そして国内の選手がそれをテスト的に利用する、このことは国内的に、さらに国際的な影響等を考えた場合に一挙両得である、そういう立場において法的、予算的、行政的、すべての準備をしてしかるべきであるという私見に対して、荒木文部大臣はかつて同感であることを、そのように努力したいということをお答弁しておりますが、現在もその考えに相違ないかどうか、あらためて伺いたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 相違ございません。

○矢嶋三義君 次に調達庁長官に伺います。戦後十五年を経過して、首都東京に外国軍隊の駐留基地、キャンプがあるというところは好ましくないことだと思ふ。ワシントン・ハイツは日本の希望に従って米軍は全面返還するものだと私は過去の経過から承知しておりますが、念のために伺いたいと思ひます。

○政府委員(林一夫君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。今の調達庁長官の答弁を前提に伺います。八月十日オリンピック関係協議会の主要メンバーである文部大臣のあなたに池田総理がワシントン・ハイツ以外の土地を国立屋内総合体育館の候補地として探してほしいと指示なさっております。あなたはその指示を受けております。米軍が首都の中枢にあるワシ

トン・ハイツを全面返還するというのは、何がゆえに総理はあなたにワシントン・ハイツをあきらめて他の候補地を探せと指示なさったのであります。その理由を承りたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は直接指示は受けませんが、関係関係として結果的には受けたのも同然でございます。

と。ところであのときの総理の意向は、これより先、組織委員会の会長からブルの敷地としてワシントン・ハイツの一部を使えば場所としては非常にいいのだが、それについては駐留軍との関係もあるのではあるまいかという意味の連絡をされた趣きでありませう。そのときにワシントン・ハイツの一部がオリンピック関係で必要だからということだけで全面返還ということはどうであらう、したがってワシントン・ハイツ以外にブルの敷地に適切なものがないかを検討してくれということを経理は申ししたものであります。そういうことで組織委員会におきまして五、六カ所の候補地をおためて具体的検討を進めましたけれども、どうもどこもいろいろとむずかしい点があるという結論になりました。その結果、ワシントン・ハイツ以外の所を調査してくれという総理の意向もあつたから調査した結果、結論はかくかくのごとしということを経理から連絡をされたようでありませう。そのときに今御指摘のような、政府側がよく考えてみたらどうかということになったというところから、関係関係懸念会なるものが開かれまして、便宜組織委員会の会長も列席されまして、相談しましたわけでありませう。そういうことでワシントン・ハイツの全面返還を

のものは、おのずから別に時期があるであらう、オリンピックのブルの敷地だけに関連して全面返還ということ、は、時期的に、方法的に適切であるまいという判断から御指摘のようなことを総理は申ししたのではなからうかと推察しておるわけでありませう。

○矢嶋三義君 国務大臣である荒木さんに伺いますが、ワシントン・ハイツを米軍が百パーセント返還の用意があるとするならば、日本政府は喜んで即刻全面返還を受けるべきではないでしょうか。それとまあオリンピックは共産圏の選手諸君もおいでになるわけですが、選手村の近くに外国軍隊の駐留キャンプがあつて、駐留軍の姿がちらちら見えるというふうなことは、米國自体も好まないであらうし、日本國としても独立国のプライドとして許せないことだと思ふのです。私はそう考へるが、文部大臣は、また国務大臣としてどういうお考えを持っておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お説と同感であります。

○矢嶋三義君 さらば文部大臣並びに総理府総務長官に伺いますが、御二人はそれぞれの閣内における責任者としてワシントン・ハイツを早急に全面返還を受けて、これにオリンピックの準備を進めて参るというお考えを持っておられるものと私判断いたしますが、かように判断して差しつかえございませうか、御二人からお答え願ひます。

○政府委員(小平久雄君) 先ほど申しますとおり……。

○矢嶋三義君 あなたの私見です。あ

なたの御意見を伺つておきます。

○政府委員(小平久雄君) ただいま組織委員会におきましては、当初話のありました屋内体育館をワシントン・ハイツに持つてくることと同時に、朝霞に当初から予定しておりましたオリピック村のほうも、今度はワシントン・ハイツに持つてきたらばいいかであらうか、そういうことは今検討をいたしておるのであります。そこで、実は先ほど来お話がありました八月初旬におきましては、オリピック村のほうはおくまでも朝霞、それから体育館だけをこちらのワシントン・ハイツ、こういうことで当時は実はお話が出ておつたのであります。しかし、最近は今申すとおり、組織委員会のほうの検討の事情もだいぶ変わつております。そこでさつきも私から申し上げましたとおり、これをどうするかということ、は、まず組織委員会が決定すべきものである、かように私どもは考へておりますので、かりに組織委員会においてワシントン・ハイツをあるいは体育館の敷地あるいは選手村として全面的に利用する、こういうことに決定するならば、政府といたしまして、あるいは私個人の意見ということでございますが、私としても十分協力いたすつもりであります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今、総務長官のお答え申し上げたことで尽きておると思ひますが、さつきもお尋ねの趣旨としては、御説と同感とお答え申し上げます。ただ実際問題といたしますと、今もお話が出ましたように、メイン・スタジアムを中心に国際オリピックの行事を行なうことになつた競技場等

はいかに配置し、いかにあるべきかというところは、組織委員会が権威を持つて決定する立場にございませう。しかるに私どもが、総務長官も同様ですが組織委員会のメンバーになります以前に、選手村は朝霞という線が一応決定づけられておつたのであります。米軍からの全面返還つこうだという話は、ずっとその後になつて出て参りました。したがつて主催者たる東京都としましては、朝霞のほうを選手村にするというところは、都議会としても意思表示をしておるようでございます。全面返還という意思表示はありまして、にわかにそれに切りかえることは事実問題として困難があつた。いわば新たな事情がそこに生じて参りましたので、その新たな事情に基づいて東京都がどういふ意思を決定するか、そのことが最終的には組織委員会の最終結論に前提としてどうしても必要でありますので、そういうことのためにすらと結論に到達しておりませうけれども、できることならばワシントン・ハイツで処理ができればつこうだと思つていられるところでもあります。

○矢嶋三義君 招致が決定して以来の経過を見ていますと、すべてのことがくるくる回つてくるのです。順調に、きわめて能率的に事が進んでいない。かるがゆえに私は第一問を發したわけですが、かつてはワシントン・ハイツ、それから朝霞について、またワシントン・ハイツに出てくる、それを受けて都議会で決議をする、都の予算を組む、執行段階に入ってくる、また変わつてくる、組織委員会には権限があ

りましよう、しかしそのきまつたことについて政府のほうで予算を受けてこれを實施に移していく、そういうことになれば、何か三者の間に事前な話し合いが十分行なえればどういふ私は不能力な氣もささく起らないと思ひます。そこに何らかの私は欠陥を感じますし、こういう状況でいくならば、このオリピック大会が終了するまでにずいぶん不経済、不能力なことが起こるであらう、しかも、成功に支障を来たすであらうと私は懸念するがゆえに第一問を發したわけですが。

そこで私は大蔵政務次官に伺ひますが、私はこういうことを推察し、また一部情報を受けているわけなんです。池田さんがワシントン・ハイツをあきらめようと言つたのは、あそこは米軍の宿舎がある、それで米軍として、あそこはオリピック村でも作つて米兵の姿を見られるということはない、あまり芳しくない、ことにライシャワー大使はああいう人だから、できれば姿は見せたくない、グリーン・ベルトを作るとかなんとか言うけれども、そんなことではだめです。そこで移すとなれば坪当たり三十万円くらいの家を作つてほしいと要求されて、総額大体八、九十億になる、それで予算的に池田総理は苦慮して、ワシントン・ハイツをあきらめてはどうかという意思表示をしたらしいと、私は相当に可能性はあるのですが、そういうことを承つていられるのがね。一体この、建設省からおいでになつておる人に伺ひますが、一体日本人が、建設省所管の住宅は一体坪どのくらいで今建てているのか、安価条約によつて米軍が日本に駐留しているのであらうが、日本のつら

の、まあつらでも鼻みたいところですが、東京都というのは、そのワシントン・ハイツにおいて、それを移るのに坪二十万も三十万もの宿舎を建ててほしいというところは米軍のわがままだ、そんなものは調達庁長官も厳に排除すべきである、一体そういう予算方面はどうなっているのか、まあ米軍があまりぜいたくを言わぬで、適正な移転住宅を建ててほしいというのなら、ワシントン・ハイツを全面返還し、そこで屋内体育館ができ、あるいはオリンピック選手村がそこに設置され、その後において、あるいは都民の公園に、あるいは住宅に使用されるということになれば非常にいい計画である、けっこうなことだと思ふのです。そのためには私は大蔵省はその七十億、八十億くらい金を惜しんではならぬと思ふのです。しかし、米軍が不当な代替施設を要求するようだったら、断固としてこれは日本政府の責任において排除すべきだと思ふのです。経緯並びに御見解を承っておきたい。

○政府委員(堀本宜実君) たいいまワシントン・ハイツにオリンピックの施設が移転することについての大蔵省経費の点についてのお尋ねがあったと思ふますが、私の聞き及ぶところによりますと、まだワシントン・ハイツに全部の諸施設が決定して、しこうしてその内容をどうする、あるいは予算の処置をどうする、あるいは細部についてはまだ未決定であつて、内容については承知をいたしておりましたが、おそろくまだそういう正式な交渉に乗つてきておらないというふうに了解をいたしておるのでございます。

○矢嶋三義君 政務次官、就任早々だが、いかに優秀な政務次官でも無理なと思ひますので、調達庁長官どうですか。

○政府委員(林一夫君) 米軍のほうから坪当たり三十万、四十万の建物を要求しておるというふうなお話でございます。建物につきまして米軍のほうの要望は、ワシントン・ハイツの返還を要求した際に、ワシントン・ハイツ住宅地区と同程度の施設を提供されるならば、リンカーン・センターを含めてワシントン・ハイツ全体を返還するというような回答があつた、具体的に何万円とか、何十万円ということではなくて、同程度の代替施設を提供するならば、ということでございます。

○矢嶋三義君 その金額はどのくらいですか。

○政府委員(林一夫君) 一般に、経費が全部で八十億と、こういうふうな言われております。これは私どもの推算は、この住宅その他の地域を含めまして、坪数が約五万五千坪くらいになります。坪当たり大体十四万円くらいに見当で計算しますと、八十億くらいかかるのではないかとしようと思ふたの計算を私どものほうはいたしております。

○矢嶋三義君 国務大臣としての荒木さんに伺いますが、かりにワシントン・ハイツの米軍の宿舎を移すという場合に、その所要経費というものは、いゝゆる施設協定によつて負担せられるわけですが、国民感情を顧慮して適正な価額にすべきものだと思いますが、関係閣僚として所信と決意のほどを承つておきます。

○国務大臣(荒木真壽夫君) もとより仰せのとおりと思ひます。具体的には

今調達庁長官からお答え申しましたように、現在の施設と同程度と、常識的にいいところだと思ひます。

○矢嶋三義君 大蔵大臣にかつて政務次官にお答えいただきましたが、かりにオリンピック組織委員会がワシントン・ハイツという線が出てきたとすれば、宿舎を移さなければならぬですね、その場合に、米軍の宿舎を移すにあつては、今文部大臣が認められた点で政府は善処しなければならぬと思ひますが、そうなりますと、将来の都市計画も勘案して若干の国の負担がかかるうとも、これは一面においては将来東京都の都市計画、他面においては、直接的にはオリンピック東京大会の成功のために当然国はその財政支出を渡すべきものではない、かように私は思ひますが、大蔵大臣にかつてお答え願ひます。

○政府委員(堀本宜実君) まだ内容が決定いたしておりませんので、私がここで語る、あるいは決らないということとを言明することは不可能だと思ひますが、関係の機関と連絡をとつて、たいへん重要なことでございますから慎重に検討をいたしたい、かように考えます。

○矢嶋三義君 私の質問には前提があるわけですね、査定官である谷川主計官の所見を承つておきます。

○説明員(谷川寛三君) たいいまの私どもの政務次官がお答えいたしましたとおりの考えでございます。いろいろ関係機関と、国とどう調整して参りますか、いろいろ問題がございますので、慎重に検討したいと思ひます。

に伺ひます。専門家という立場から伺ひますが、一体オリンピック村を朝霞にきめたのはどういふ理由なんですか、競技運営上という専門的な立場からいへばワシントン・ハイツが、しろうと的に考えていいのじゃないかと思ふのですが、担当局長、専門家としてどういふ見解を持っておられるか承ります。

○説明員(杉江清君) 選手村を朝霞に持つていくという意向は、相当前から組織委員会として持つておられたのでありますが、その前提の考え方として、まず当時の状況において、おそろく米軍はワシントン・ハイツを返さないであらう、現在相当たくさん宿舎があり、使つておるのであるから、あれば返さないであらう、一方朝霞のほうには、これはもうすでに数年間向こうのものではあるけれども、向こうは使つておらない、そしてなお現地のかなりの地位にある向うの責任者が懇談の際などは、これは返してもよからうというふうな内意も漏らしてワシントン・ハイツの返還はむしろいい、で朝霞ならば容易であらう、こういう判定がまず第一にあつたということとであります。その次に、当時の状況であれば、朝霞はあつた全部を返還される可能性があり、そうすれば選手村もゆつたりとつぱなものができると、また必要な練習場も豊富にこれを整備することができ、そうすれば選手村としての運営及びその練習等考えればかなり好条件である、ただ問題は、交通事情、道路の整備が問題である、この点でかなりちゅうちょされたのであ

るけれども、しかし、そのワシントン・ハイツの返還がむづかしいということであれば、交通の問題は極力今後関係方面に整備していただくとして、ひとつ朝霞に選手村を設けることでいい、こういうふうな考え方決定されてきておる、こういうふうな経過でございます。

○矢嶋三義君 競技運営上は、今申し上げましたとおり、交通事情がかなり困難であるということでありまして、それを整備すれば三十分程度の距離でございますから、著しい支障はないであらう、こういう判定であつたわけなんです。だからワシントン・ハイツが容易に返還されるという見通しがあれば、競技運営の立場からしてワシントン・ハイツのほうがいい、これはだれしも考えるところであつたわけなんですけれども、しかし、当時の状況はそういうふうな考えられないうことが前提があつたから、朝霞にすることが適当である、競技運営の交通の問題はひとつ今後できるだけ努力してそれを改善する、こういうことであつたと承知しております。

○矢嶋三義君 ワシントン・ハイツは返還がだめであらうという判断のもとに、道路運輸上の問題があるけれども、朝霞を一応予定した。ところが調達庁長官の答弁のように、ワシントン・ハイツを米軍は全面的に返還する用意があるというので、ワシントン・ハイツがクローズ・アップしてきた。しかも、それが実現するならば専門家の立場から競技運営上も差しかえないう、こういう経過をたどつてきたわけですね。そこでそのことはワシントン・ハイツは返さないであらうと日本

政府で勝手に考えておった。全面返還してくれない、朝霞は返してくれそうだからというので話を進めていったという事なんですね。そこで調達庁長官に伺いますが、朝霞を選手村にするというのでいろいろな準備作業が行なわれております。私はあの朝霞の米軍キャンプは近く日本側に全面返還されることを米軍は了承しているものと思いますが、念のために確認を願います。

○政府委員(林一夫君) 米軍が申し出ておられますのは、朝霞につきましては、日本側から返還要求をしました部分の返還には応ずることはできないが、オリンピックのため一定条件のもとに一時使用に供することができ、でなお、日本から返還要求をしました地域に隣接しております地域、これは桃手地区と申しますが、桃手住宅地区の北部、これは返還する用意があるということをおしえておきます。

○矢嶋三義君 この朝霞に対する米軍の態度は転々として変わるんですが、これは国際情勢なんか反映しているんですか。何でしよう、ワシントン・ハイツを返還した場合に、ここにいらつしやる方々の住宅というのは朝霞に持つていくわけじゃないでしょう。私の聞いているところでは調布市の水耕基地に持つていくだろうと言われているんですが、朝霞に持つていくわけじゃない。朝霞はある場合には返さぬ、ある場合には返すといっているんですが、当然朝霞は返してもらわなきゃ重大問題が起こるじゃないか、環状七号線はすでに工事は約二〇%進捗している、オリンピック道路というキヤッチ・フレーズのために、住民は

住宅をあげ渡しているわけですね。もし、ワシントン・ハイツにして、朝霞は半永久的に米軍基地となれば、オリンピック道路だと言つて地域の人々に立ちのきを願ひして、軍用道路にならなければならない。そういう住民をだます背信的な政治行政というのは、池田内閣としてもあるいは東都政としても断じてやれないと思う、やるべきでないと思う。したがって、文部大臣と総務長官に伺いますが、あなた方としては、ワシントン・ハイツに選手村並びに国立屋内総合体育館が設けられた場合に於いては、国道七号線は約二十数%進捗しているわけですが、大東京の都市計画からいって、朝霞というのは適切な土地なんです、将来をおもなばかつて優秀な住宅団地とされる用意があられるだろうと思う。そういう意味でいけば、今の国道七号線の工事というものはむだにならないわけなんです。そういう見解も聞きたいと思つてきょう建設大臣の御出席を願つたんですが、建設大臣においでなつておられませんので、皆さん関係者であるから、総務長官並びに文部大臣の私は見解を承りたいと思ひます。答弁次第では私はもう一同発します。調達庁長官におかれてもこれは朝霞はあの付近の人の市民感情あるいは県民感情から言つても、朝霞の全面返還というには強力に要求すべきである、かように私は考える。お答えいただきます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 朝霞のキャンプ村がワシントン・ハイツに移りましたとしましても、元来朝霞の選手村というのは、私の承知します限りでは住宅公団が選手村の建築を担当し、オリンピックが済めば、一般の住宅としてこれが役立つように、初めから設計をし、敷地をたまにあそここに求めるといふふうに、いわば一石二鳥の考え方で交渉されておつたと承知いたします。ですから、この選手村がワシントン・ハイツに移りましようとしても、その意味でのあそこが住宅地で人が住むということ、さらには東京の交通難を緩和する意味での、都市計画ないしは道路計画という見地からいって、道路計画等をスムーズに進んでいかすべきものと私は心得ます。そういう意味で一閑像としても協力すべきであらうとひそかな心がまえをしておるような次第でございます。担当大臣がどう言うかを別にしまして、私だけの見解でございますから、見解が間違つたらおしかりを受けねばなりませんけれども、私としては一応そう申し上げます。

○政府委員(小平久雄君) 私としましても文部大臣と全く同じ見解を持っております。

○政府委員(林一夫君) キャンプ朝霞につきましては、日本側から返還要求しましたものはキャンプ施設の一部でございます。ただし、その部分については返還できない、一時使用ならよろしい、そのかわり返還を要求した地域に隣接する地域は、これは桃手住宅地区と申しますが、返還してもよろしいということでございます。この点は初めから変わりは無いと思ひます。

○矢嶋三義君 お約束の時間が来ましたから最後の質問をいたします。建設大臣にかつて關連建設省計画局長さんお見えになっておりますから

伺いますが、私はこの問題に対する中村建設大臣はどういうお考えを持っておりますか、さつぱりわからないのですかね、時々によって意見が変わつておるので、大体道路行政はあの方が担当なんだろうが、朝霞にしようとしておるのか、ワシントン・ハイツにしようとしておるのか、さつぱりわからないところがあるわけです。もちろん、関係はあるけれども、道路行政とオリンピック準備対策というものは私には不可分の状態であることは認めます。が、別個の問題として考えるべきだと思ふ。そこで局長に、かつて私が承つておきたい点は、かりにワシントン・ハイツにオリンピック村がきた場合においても、国道七号線、環状線、それは軍用道路には、そういう性格のものには絶対にしない、させない、こういうことだけは建設大臣にかつて責任をもつて答弁いただけることだと思ふのですが、御確認を願ひます。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまのお尋ねの点は、お説のとおりでございます。東京を中心とする交通につきましては、放射線と環状線でもつたつたに計画決定をいたしまして整備をいたしておるわけでございます。朝霞方面の施設が決定をいたしましたのに直接いたしました、当然数年後に整備すべき環状七号線をこの機会に繰り上げて整備をするという方向で進んでおります。昨今の自動車台数の増加から見ましても、あの道はやはり国の今後ますます整備する必要性を持っております。ただいまお尋ねの軍事道路というふうな性格のものに施設配置の結果がならないように、もとより建設省とい

たしましても土地使用の適正な計画を進めて参りたいというふうに考えております。

○矢嶋三義君 もう一問、総務長官にいたします。オリンピック村をどこにするかということがきまらないうと準備が本格化しないと思うのです。これは国内的な問題であります、国際的にもIOCに対しては恥づかしいことだと思ふのです。そこで、組織委員会の決定を待つて政府も具体的に手順を進めて参るでしようが、しかし、皆さんの陰に陽にの考え方もやはりこの決定ができるかできないかに影響力を持つわけですから、そんなことを勝手にしても国は金を出さないといへば組織委員会はぐらぐらするから、一切、組織委員会の責任とは言えないと思ふのです。そこで有機的にうまいいてるか伺つたわけですが、いづごろ結論を出されようかとされているのか、この点一つ、それからもう一つは、あなた池田内閣の準備対策協議会長だからあえて伺いますが、オリンピック開催の前、米駐留軍の姿が外国からおいでになつた選手の中には入らないようなところに御遠慮願う程度の意思表示を日本政府は米軍に出してしかるべきだと思ふ。朝霞にしろ、ワシントン・ハイツにしろ、ああいう国際的なスポーツ行事をやるときに、戦争が終つて二十年になんなんとする独立国日本の首都において、外国の軍人の姿がちらちらしているという事は、国としてもある意味においては恥づかしいことだし、また先ほど申したように、いろいろな国から選手がおいでになるわけですから、そういう面でも、私はマイナスイメージが出る。これは日本のためにもアメリカのためにも私は、私

の意見は望ましいことだと思ふ。そういう点についての総務長官の御所見を承つて、時間が参りましたから、きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(小平久雄君) お尋ねの第一段の結論はいつ出るかということであり、組織委員会の結論が正式にいつ出るかどうかは私は今わかりませんが、実は明日正式に組織委員会を午後二時から開くことになっております。当然この問題が議せられると思ひます。明日結論が出るかどうか予測を許しませんが、いずれにいたしましても、近々のうちに出るのではないかとと思ひます。さういふ点は考へております。

それから組織委員会と政府との関係でございますが、先ほど来申しましたように、私もどなたも申しましたように、私どももいたしましては、政府が先づいて、あそこにとつてと言ふこともこれはいかかかと、建前上不穩当の所しりも免れないと思ひますが、しかし、内々事務的には、かりにワシントン・ハイツに選手村がきた場合には、どういふところに問題点があるかといふことは十分組織委員会の方と連絡をとりながら、現にもう検討をいたして参つております。そういう次第でございますので、組織委員会の決定を待ちまして、あるいは関係懇談会あるいは正式に政府の態度をきめていく、こういうことになると思ひます。

もう一点、オリンピック開催時に米軍の姿が見えないようにと、こういう申し出をしたらと、こういうことでございまして、先生のお気持はよく私も理解ができます。ただ、政府としましては、さういふ先生初め国民の

皆さんも大体同じような御感情と思ひますから、極力トラブルの起こらないように、この点は十分配慮をいたして対処して参りたいと、かように考へております。

午後四時八分散会

〔参照〕
第二班派遣委員報告に関する参考資料

昭和三十六年六月二十六日

答 申 書

熊本県公立高等学校生徒急増対策委員会

答 申 書

熊本県教育委員会は、昭和三十一年度以降における高等学校生徒の急激な増加に対応するため、基本的な対策の樹立について諮問する機関として、熊本県公立高等学校生徒急増対策委員会を本年一月二十八日設置し、次の六項目について諮問された。

- 一 志願率並びに入学率について
- 二 恒久対策と臨時対策について
- 三 定時制対策について
- 四 公立高校と私立高校の収容比率について
- 五 設置課程等の構成比について
- 六 教職員の確保について

本委員会は、二月二十五日の第一回委員会から六回に及ぶ審議と小委員会の慎重な検討を重ねたのである。本問題は、国及び県の政治・経済・産業全般の動向と大きな関連をもつとともに、学校教育及び社会教

育の全分野とも密接なつながりをもつものであり、加えて将来の高等学校のあるべき姿をも考慮するとき、結論を導き出すことは、誠に至難であつた。しかしながら、高等学校志願者急増対策の計画は急を要する問題であるので、提供された幾多の資料を基にして、種々検討審議を重ね、それらの意見をここに総合して、次のように答申する。

諮問第一 志願率並びに入学率について

昭和四十五年までの長期を予測して志願率並びに入学率を推定することは、種々の組み合わせられる要素そのものが、それぞれ固定したものでもなく、これらの諸要素の予測的関連、総合の上立つて検討されなければ、現実性に近いものとはならぬのであつて、結論的予測を行なうことは、極めて困難である。

とわいて、過去の実績からみた場合、県民一人当たり所得の伸びと、志願率の伸びとの間には、相当高い相関関係が認められるので、過去の志願率の伸びの傾向から推定した志願率(時系列傾向線)と県計画案による県民一人当たり所得の伸びに対応する志願率(時系列回帰線)の二つの比率から一つの推定を行なう方法が一応妥当であると思はれる。

しかしながら、この方法による見地に立つとしても、経済の近代化による高校卒業生への社会需要の増加率、中学卒業生の就職状況、特に県外就職の増減、学校及び課程・学科の配置と適正化・公私立高校の整備の進捗、育英制度の拡充、授業料等教育費の負担割合、生徒の学習意欲

及び父兄の高校教育への関心の程度等を加味して、慎重に考慮しなければならぬ。

本県の入学率は、昭和三十五年度において、公立・私立を合せて九〇%である。しかし、新制高等学校制度の趣旨からして、高校を志願する意欲と、高校教育を受ける能力のある者に、できるだけ広く門戸を開放されることを要する。

ともあれ、本県の高校進学率は、全国平均より低い実情にかんがみ、本委員会は、本県公私立高等学校教育の振興を願うが故に、進学率において、全国平均を上まわるよう努力を配慮されたい。

諮問第二 恒久対策と臨時対策について

公立高校における急増対策として、平年度化すると予測される四十五年度に推定される状態を基礎として計画される恒久対策として、学校の施設と既設高校の学級増設を考へ、恒久対策以外に、急増のピーク時乗り切りのための臨時対策として、既設高校の学級増設の外、学級人員増加を考へることが適当である。但し、臨時対策としての学級定員は、現状を越えないよう処置されたい。

なお、この対策を計画される際、私立高等学校の分布・収容力を充分考慮されたい。

諮問第三 定時制対策について

本県の定時制進学率は、全国最下位にある現況であるので、勤労者の学習意欲の向上に応えるため、地域及び課程、学科、内容を検討して、施設設備・教育内容の改善充実とあ

わせて、収容力の増加を考慮する必要がある。

諮問第四 公立高校と私立高校の収容比率について

現在本県における公立高校と私立高校の収容比率は、ほぼ七対三であり、将来も同様の比率と予測することが適当であると考えらる。

諮問第五 設置課程等の構成比について

本県の昭和三十五年度の現状は、普通課程と職業課程との構成比において、公立高校にあつては六三対三七、公私立高校にあつては五八対四二である。

この構成比を将来どのように考へるかといふことは、国及び県の経済の成長、産業及び就業構造の動向と密接な関連がある。

国は、その計画において、現在の普通課程と職業課程の生徒構成比六対四を昭和五十五年度においては、逆に四対六の割合にすることを目標として、一応四十五年度までの計画を樹てている。

国の計画及び本県における県計画並びに県産業教育審議会の意見をも考慮に入れて私立高校との関係を検討しつつ、公立高校の地域的配置、規模の適正化と地区間における課程及び学科の配置の合理化を図るよう配慮して、次のように努力されたい。

- 1 公立高校における普通課程と職業課程の比は、将来五〇対五〇を目標とし、四十年には、ほぼ五五対四五になるよう考慮すること。
- 2 農業課程においては、本県にお

ける農業経営の合理化と、農業の近代化の推進力となるべき自営農業者の養成を併せて、中堅農業関係技術者の養成を期し、施設設備及び教育内容の改善充実を図ると共に、学科において、園芸、畜産、農業土木、農産製造及び生活科等に漸次改善して、体質改善を図ることが必要であらう。

3 工業課程においては、中堅技術者の養成を期し、施設設備及び教育内容の改善充実を図ると共に、本県工業課程の比率を引上げるため、将来を考慮して、機械、電気、工業化学、土木、建築科等に重点をおき増設することが必要であらう。

4 商業課程においては、近代的商業人の育成を期し、設備及び教育内容の改善充実を図ると共に、公立高校における比率を引上げるため、地域的考慮の上、ある程度増設することが必要であらう。

5 普通科及び水産に関する学科においても、それぞれ教育内容の改善充実の外、ある程度の増設が望ましい。

6 家庭に関する学科については、地域の必要に応じ、ある程度の学科の増設及び教育内容の改善充実を計られたい。

諮問第六 教職員の確保について
急増対策にとつて、教職員特に今後増新設の中心となる工業関係及び理科関係の教職員の確保は、大きな比重をしめるので、国が講じようとしている諸対策と相まつて、本県が既に創設した奨学金制度の外、早期採用対策、小中学校教員の内、高

校の工業、理科及び数学担当可能教員の配置換並に現職教職員の待遇の面及び研修・認定講習等に今後格段の努力と配慮を願いたい。
なお、これに関連して、小中学校における教職員組織が、弱体化され

ないよう特に配慮されたい。
以上答申いたします。
昭和三十六年六月二十六日
熊本県公立高等学校生徒急増対策委員会 殿
熊本県教育委員会 殿

資料
一 中学校卒業生数推定表

年度	中学卒業生
35	37,733
36	29,427
37	42,490
38	50,435
39	51,426
40	50,583
41	46,044
42	44,704
43	41,101
44	39,717
45	37,214

二 昭和三十年度進学年率

公立	公立	公立
三一、一%	四四、〇%	五七、八%

三 公立高校募集定員比較

募集定員	率	募集定員	率
三、三六〇人	七五%	三、三六〇人	七五%
四、四四〇人	二六%	五、二二〇人	二九%
一、六八〇人	一〇〇%	一、七四〇人	一〇〇%

四 課程別構成比(昭和三五、五、一現在)

区 分	普通科	職業科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	合計
立	全日制	二、九%	一、一%	八、一%	七、一%	八、九%	〇、八%	二、二%
公	定時制	二、六%	六、〇%	八、〇%	二、三%	九、一%	〇、八%	二、〇%
公	計	二、六%	七、一%	八、〇%	二、三%	九、一%	〇、八%	二、〇%
公	私立全日制	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%
公	私立定時制	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%
全国公立全日制	六、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%	三、〇%

五 公立高校課程別級数(昭和三五、五、一現在)

区 分	普通科	職業科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	合計
立	全日制	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級
公	定時制	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級
公	計	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級	二、四級

熊本県公立高等学校生徒急増対策委員名簿

牛尾 広恵	熊本大学工学部長	工藤 誠一	熊本県議会文教治安副委員長
小山 直之	熊本大学教育学部長	二神 勇雄	熊本県議会文教治安委員
境 次男	熊本農業高等学校校長	藤崎 久男	熊本県議会文教治安委員
小島嘉七郎	熊本工業高等学校校長	坂口 主税	熊本県市長会長、公立学校施設整備期成会長
園田 頼賢	熊本商業高等学校校長	河津 寅雄	熊本県町村会長
山田 直記	済々黌高等学校校長	水野 武夫	熊本県産業教育審議会
上田 貞雄	鎮西高等学校校長	黒田ハマ子	熊本県婦人連盟理事長
光島 賢正	尚絅高等学校校長	馬場 昇	熊本県高等学校教職員組合理事長
中村 昌信	東海大学第二高等学校校長	井上 光夫	熊本県教職員組合委員長
今村 勝英	熊本県中学校校長会長	堀 英夫	熊本県高等学校教職員連盟委員長
古閑 勉	熊本県小学校校長会長		
阿部 次郎	熊本県市町村教育委員長		
中満 清人	熊本県市町村教育委員長		
鴻池 仙市	熊本県PTA連絡協議会会長、熊本商工会議所		
田代 有親	熊本県公立高等学校PTA連絡協議会会長		
藤本 兵吉	熊本県公立高等学校PTA連絡協議会会長		
井上 睦朗	熊本県議会文教治安委員		

九月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会法(昭和十九年法律第

三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ノ回収ニ關スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第三十六條ノ二 当分ノ間大学若ハ大学院又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島(大東諸島ヲ含ム)ニ於ケル第十六條ノ四第二項ニ規定スル

教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六條ノ三 当分ノ間第十六條ノ四第二項及前条中「大学」トアルハ「大学(国立工業教員養成所ヲ含ム)」ト読替フルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六條ノ四第二項及び附則第三十六條ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学(国立工業教員養成所を含む)又は大学院に在學する者に対しその在學期間中に貸与した貸与金についても適用する。

九月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法等の一部を改正する法律案

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「聾学校を聾学校に」、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第四條中「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程(以下全日制の課程という)及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下定時制の課程という)並びに通信による教育を行なう課程(以下通信制の課程という)並びに大学の学部及び大学院」に改める。

第九條第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第二十二條第一項中「又は後見人の職務を行う者」を削り、「養護学校」の下に「の小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終り(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り)までとする。

第二十三條中「教育に關し都道府県の区域を管轄する監督庁(以下都道府県監督庁と稱する)」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十條 市町村は、適當と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を共同処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第三十一條第一項中「町村が」を「市町村は」に、「市町村学校

組合」を「又は前条の市町村の組合」に改める。

第三十二條中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十九條第一項中「小学校」の下に「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部」を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。

第四十條中「第二十二條第二項、第二十三條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十四條まで」を「第二十五條、第二十六條、第二十八條から第三十二條まで及び第三十四條」に改める。

第四十四條第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下定時制の課程と稱する)」を「定時制の課程」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住

所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四條に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に關し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十五條の次に次の一條を加える。

第四十五條の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在學する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における學習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

第五十四條の次に次の一條を加える。

第五十四條の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。

第五十五條第一項中「前条」を

「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。

第六十五条中「究めて」を「きわめて」に改める。

第七十条中「、第四十五条」を削る。

第七十一条中「夫々」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「（強度の弱視者を含む。以下同じ。）」を加え、「聾者」を「聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条第二項を次のように改める。

盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができる。また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十四条中「学齢生徒の中」を「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第

七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十五条第一項各号を次のように改める。

一 精神薄弱者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの

第七十六条中「第二十一条」の下に「（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十五条から第四十八条まで、第五十条」を「第四十六条から第五十条まで」に改め、「養護学校」の下に「、第五十四条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に」を加える。

第八十四条第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「六箇月」を「六月」に、「禁錮」を「禁固」に改める。

第九十四条中「左に」を「次に」に改める。

第九十七条中「夫々」を「それぞれ」に改める。

第二百二条第一項中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第二百二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のあ

る」を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条 削除

第二百二条第二項中「、第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外」を削る。

第二百二条第一項中「、第十二条第二項」を削り、「第二十条」の下に「、第二十三条」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改め、並びに第二十三条に規定する定をなす権限を有する監督庁を削り、同条第二項中「の認可する監督庁」を削り、「都道府県教育委員会」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二百二条中「養護学校」の下に「並びに特殊学級」を加え、「第五十一条及び第七十六条において準用する第二十一条第一項」を「第二十一条第一項（第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「左に」を「次に」に、「因つて」を「よつて」に、「因る」を「よる」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 私立学校の設置廃止（高等学校の全日制の課程（学校教育法第四条に規定する全日制

の課程をいう。）、定時制の課程（同法同条に規定する定時制の課程をいう。）、及び通信制の課程（同法同条に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）、大学の学部及び大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）、及び設置者の変更並びに私立高等学校の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定するもの（以下「広域の通信制の課程」という。）に係る学則の変更の認可を行なうこと。

第十條第四項中「ろ、学校を」

「聾学校」に改める。

第三十條第一項第三号を次のように改める。

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、学科（高等専門学校の学科に限る。）、又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

第五十一條第四項及び第五項中「但書」を「ただし書」に改める。

第五十三條第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第五十五條中「因り」を「より」に改める。

第六十四條の次に次の一条を加える。

（文部大臣の承認）

第六十四條の二 都道府県知事である所轄庁は、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人について第三十條第一項、第四十五條、第五十條第二項又は第五十二條第二項の規定により認可又は認定（第四十五條の規定による認可にあつては、広域の通信制の課程に係る事項で、文部大臣が定めるものに係る認可に限る。）を行なう場合には、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

第六十五條中「前条」を「第六十四條」に改める。

附則第十二項を次のように改める。

12 第五條第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設廃止並びに同法第五十條の規定による通信教育の開設廃止」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算する。

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四條の規定により高等学校の通信教育の開設について定められている認可は、文部大臣の定めるところにより、この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第四條の規

定により通信制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法律の施行の日前において、旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第四十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。

(学校法人の寄附行為変更の経過措置)

3 この法律の施行の際、現に存する学校法人で当該学校法人の設置する私立学校に課程、学部、大学院又は部を置くものの寄附行為については、この法律による改正後の私立学校法第三十条第一項第三号の規定にかかわらず、新たに私立学校を設置する場合又は既に設置されている私立学校に新たに課程、学部、大学院若しくは部を置く場合を除き、この法律の施行の日から五年間は、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第五条第一項第十四号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第八条第九号中「ろう学校」を「聾学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

第十二条第一項第五号を次のように改める。

五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第十二条第一項第九号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

附則第八項中「盲ろう教育用」を「盲聾教育用」に改める。

(社会教育法の一部改正)

5 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第六条第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第七条中「こう報宣伝」を「広報宣伝」に改める。

第四十九条中「第七十条」を「第五十四条の二」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

6 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十四条(定時制の

課程)」を「第四条」に、「第四十五条(通信教育)」の規定により行う通信による「を」同条に規定する通信制の課程(以下「通信制の課程」という)で行なう」に改める。

(国民年金法の一部改正)

7 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第七号ただし書を次のように改める。

ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは同法第五十四条に規定する大学の夜間の学部に在学し、又は同法第五十四条の二(同法第七十六条において準用する場合を含む)に規定する通信による教育を受ける生徒又は学生を除く。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立の高等学校に關し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の設置、学校の適正な配置及び規模並びに学級

編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ)、実習助手及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ)をいう。

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同法同条に規定する定時制の課程をいい、「通信制の課程」とは同法同条に規定する通信制の課程をいう。

3 この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする学科をいい、「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする学科をいい、「工業に関する学科」とは工業に関する専門教育を主とする学科をいい、「商業に関する学科」とは商業に関する専門教育を主とする学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする学科をいう。

第二章 公立の高等学校の設置

第三条 公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする。

2 政令で定める基準に該当する市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)は、高等学校を設置することが出来るものとする。

第三章 公立の高等学校の適正な配置及び規模

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

第五条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、それぞれ次の表の下欄に掲げる数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、専門教育を主とする学科を置く場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

分校	本校
	三百人
分校	百人

第四章 公立の高等学校の学級編制の標準

第六条 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、五十人(農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の専門教育を主とする

る学科で政令で定めるものにあつては、(四十人)を標準とする。

第五章 公立の高等学校の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第七條 公立の高等学校に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ことの総数(以下「教職員定数」という)は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

第八條 校長の数は、学校数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第九條 教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす)について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数(全日制の課程又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものに属する生徒の数については、第二表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により補正した数とする。以下この号において同じ)を、第一表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下

欄に掲げる数で除して得た数の合計数(一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは、一に切り上げ、零であるときは、算した数)

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制的課程	一人から三百人まで	二十
	三百一人から七百五十人まで	二十五
定時制の課程	三百五十一人から千二百人まで	三十
	千二百一人以上	三十三
通信制の課程	一人から三百人まで	二十三
	三百一人から七百五十人まで	三十三
定時制の課程	七百五十一人から千二百人まで	四十
	千二百一人以上	四十四
通信制の課程	一人から六百人まで	七十五
	六百一人から千二百人まで	百
通信制の課程	千二百一人以上	百五十

第二表

学科の区分	生徒の数の補正の方法
農業、水産又は工業に関する学科	当該学科に属する生徒の数に一・二五を乗ずる(一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは、一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下各項において同じ)。
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数に一・〇七五を乗ずる。
政令で定める学科	当該学科に属する生徒の数に政令で定める率を乗ずる。

二 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制的課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に一を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。

三 生徒の数(通信制の課程の生徒の数を除く。以下次号及び次条において同じ)が百人に達しない分校の数に一を乗じて得た数

四 生徒の数が千二百人をこえる学校の数に一を乗じて得た数

(養護教諭等の数)

第十條 養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という)の数は、生徒の数が六百一人から二千四百人までの学校の数に一を乗じて得た数と生徒の数が二千四百人をこえる学校の数に二を乗じて得た数を合計した数とする。

(実習助手の数)

第十一條 実習助手の数は、次の各

号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 生徒の数が三百一人から千二百人までの全日制的課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数と生徒の数が千二百人をこえる全日制的課程又は定時制の課程の数に二を乗じて得た数の合計数

二 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制的課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じて得た数に一を加える。

三 全日制的課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行なうものの数に一を乗じて得た数

(事務職員の数)

第十二條 事務職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制的課程又は定時制の課程を置く学校について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を合算した数

人員の区分	除すべき数
一人から三百人まで	三百
三百一人以上	四百五十

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科に属する生徒の数が合計して二百人をこえることとなるものの数に一を乗じて得た数

三 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を六百人で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる）を合算した数

第六章 雑則

(教職員定数の算定に関する特例)
第十三条 第九条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手及び事務職員の数を算定する場合において、農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した数に当該学校に係る必要な数を加え、又はこれらの規定により算定した数から当該学校に係る必要な数を減ずることができる。

第十四条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の高等学校で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、同条の規定により算定した教諭等の数から当該学校に係る教諭等の

数を減ずることができる。

(教職員定数に含まない数)

第十五条 第七条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に定められている公立の高等学校の教職員の定数（第十五条各号に掲げる者に係るものを除く。以下この項において同じ。）が第七条の規定により算定した数を標準として定めべき教職員定数に達しない都道府県又は市町村にあつては、昭和三十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、同

条の規定により算定した数を標準とし、ないで教職員定数を定めることができる。ただし、その現に定められている教職員の定数を下ることとなつてはならない。

3 前項の都道府県又は市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間において、順次、その教職員定数が第七条の規定により算定した数を標準として定めるべき教職員定数に達することとなるように努めなければならない。

4 昭和四十四年三月三十一日までの間は、第十一条第一号の規定の適用については、「三百一人」とあるのは、「六百一人」とする。

5 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中「五十人」とあるのは「五十五人」と、「四十人」とあるのは「四十四人」と読み替えるものとする。

年度の区分	学 年
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	第一学年
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	第二学年、第三学年及び第四学年
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第三学年及び第四学年

6 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に
おいては、第九条第一号及び第四号、第十条、第十一条第一号並び

に第十二条第一号の規定は、それぞれの上欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により補正して適用するものとする。この場合において、農業、水産又は工業に関する学科に属する

生徒の数を補正して得た数が昭和三十七年五月一日における当該学科に属する生徒の数を下ることとなるときは、同年同月同日における生徒の数を当該補正して得た数とみなす。

年度の区分	生徒の数の補正の方法
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	第一学年の生徒の数のうち、その百分の九を減ずる（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一人に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下各項において同じ。）。
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年の生徒の数のうち、その百分の九を減ずる。
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年の生徒の数のうち、その百分の九を減ずる。
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数のうち、その百分の九を減ずる。
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数のうち、その百分の九を減ずる。
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第三学年及び第四学年の生徒の数のうち、その百分の九を減ずる。

7 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、第十条から第十二条までの規定により養護教諭等、実習助手及び事務職員の数を算定する場合において、公立の高等学校で、生徒の養護に従事する職員で養護助教諭に準ずる者、実習若しくは実習について教諭の職務を助ける職員で実習助手に準ずる者又は事務に従事する職員で事務職員に準ずる者を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算

定した養護教諭等、実習助手又は事務職員の数から、それぞれ、当該学校に係る養護教諭等、実習助手又は事務職員の数を減ずることができる。

昭和三十六年十月九日印刷

昭和三十六年十月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局